

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年1月8日提出
【計算期間】	第8期計算期間（自 2019年4月9日 至 2019年10月8日）
【ファンド名】	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	青木 章人
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-9023
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／海外／債券に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
		その他資産
		（ ）
	内外	資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	<円コース> あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年4回	北米		<円コース> あり (フルヘッジ)
		欧州		
	年6回 (隔月)	アジア オセアニア	ファンド・オブ ・ファンズ	<円コース以外> なし
	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 (低格付債)))	日々	中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券 （債券 社債（低格付債）））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券のうち社債（低格付債）を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

各ファンドの信託金の限度額は、各1兆円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 各ファンドは、欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を実質的な主要投資対象とします。

- 各ファンドは、欧州のハイイールド債を主要投資対象とする外国籍投資信託「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」または「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル」と、国内籍投資信託「C A マネープールファンド（適格機関投資家専用）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式 で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を以下、「投資信託」と記載します。

- 資源国通貨コースは、各外国籍投資信託の3つのシェアクラスに均等に投資を行います。
- 欧州のハイイールド債の運用は、アムンディ・アセットマネジメントが行います。

* 各ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

2. 「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」は、投資する外国籍投資信託における為替取引が異なる8つのコースから構成されています。

- 米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコースでは、ユーロ売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。
- 円コースでは、為替変動リスクの低減を目的として、ユーロ売り／円買いの為替取引（対円での「為替ヘッジ」といいます。）を行います。
- ユーロコースでは、対円での為替ヘッジを行いません。

<ファンドの収益源/基準価額変動要因のイメージ>

		為替取引によるプレミアム/コスト	為替変動
 ユーロコース	欧州のハイ・イールド債	+	円/ユーロ
 米ドルコース		+	円/米ドル
 豪ドルコース		+	円/豪ドル
 ブラジルリアルコース		+	円/ブラジルリアル
 資源国通貨コース		+	円/資源国通貨*
 メキシコペソコース		+	円/メキシコペソ
 トルコリラコース		+	円/トルコリラ
 円コース		+	

*本書での「取引対象通貨」は、「米ドル」、「豪ドル」、「ブラジルリアル」、「資源国通貨（ブラジルリアル、豪ドルおよび南アフリカランド）」、「メキシコペソ」、「トルコリラ」、「円」を指します。

*円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。円コース以外の為替取引が異なるコースでは、為替取引を行う際に外国籍投資信託が保有する実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることができないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。

*ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。

※資源国通貨とは…

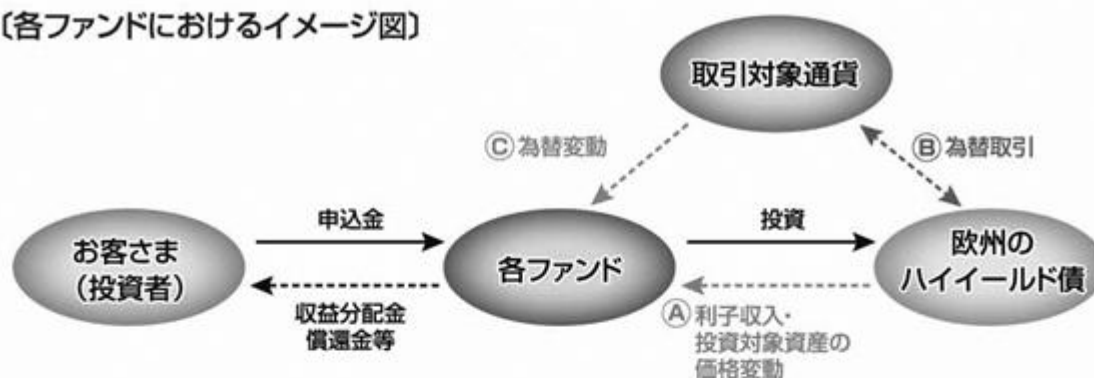
原則として、代表的な資源国であるブラジル、オーストラリアおよび南アフリカの3カ国の通貨（ブラジルリアル、豪ドルおよび南アフリカランド）を均等に配分したものを以下「資源国通貨」といいます。実際には次の3つのシェアクラスに均等に投資することで実現します。



〔通貨選択型投資信託の収益のイメージ〕

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などの投資対象資産への投資に加えて、為替取引の対象通貨を選択できるように設計された投資信託です。なお、各ファンドの実質的な投資対象資産は欧州のハイイールド債です。

〔各ファンドにおけるイメージ図〕



* 取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

* 各ファンドは、実際の運用においてはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

* ユーロコースでは原則として対円での為替ヘッジを行いません。円コースでは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



収益を得られる ケース	債券価格の上昇	債券価格の下落	金利の低下 ・発行体の信用状況の改善	金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	取引対象通貨の短期金利 > ユーロの短期金利	取引対象通貨の短期金利 < ユーロの短期金利	円に対して取引対象通貨高 ・円に対してユーロ高 (ユーロコースの場合)	円に対して取引対象通貨安 ・円に対してユーロ安 (ユーロコースの場合)
収益を得られる ケース	債券価格の上昇	債券価格の下落	金利の低下 ・発行体の信用状況の改善	金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	取引対象通貨の短期金利 > ユーロの短期金利	取引対象通貨の短期金利 < ユーロの短期金利	円に対して取引対象通貨高 ・円に対してユーロ高 (ユーロコースの場合)	円に対して取引対象通貨安 ・円に対してユーロ安 (ユーロコースの場合)
損失やコストが 発生するケース	債券価格の下落	債券価格の上昇	金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	金利の低下 ・発行体の信用状況の改善	取引対象通貨の短期金利 < ユーロの短期金利	取引対象通貨の短期金利 > ユーロの短期金利	円に対して取引対象通貨安 ・円に対してユーロ安 (ユーロコースの場合)	円に対して取引対象通貨高 ・円に対してユーロ高 (ユーロコースの場合)

※1 ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※2 円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。

* 一部の取引対象通貨については、NDF取引を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

* 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

3. 各ファンドは、毎決算時（原則として毎年4月および10月の各8日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

〔収益分配金に関する留意事項〕

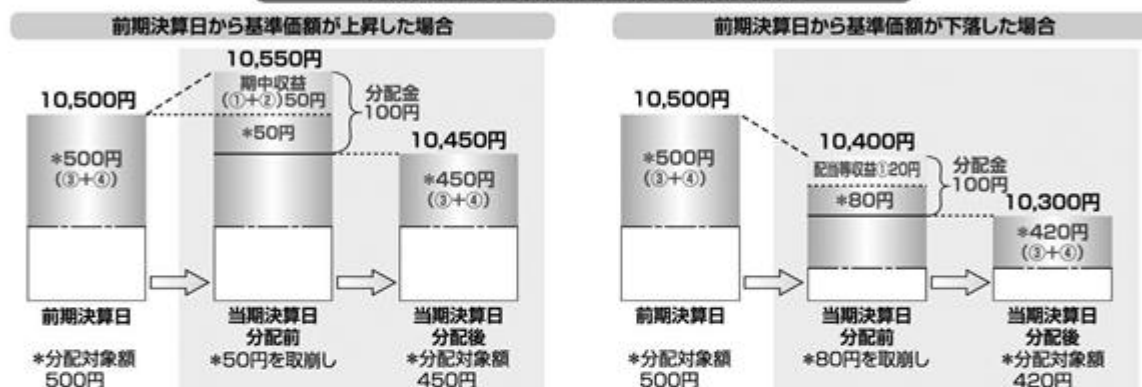
● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

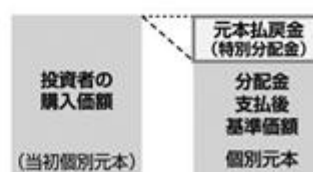
● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

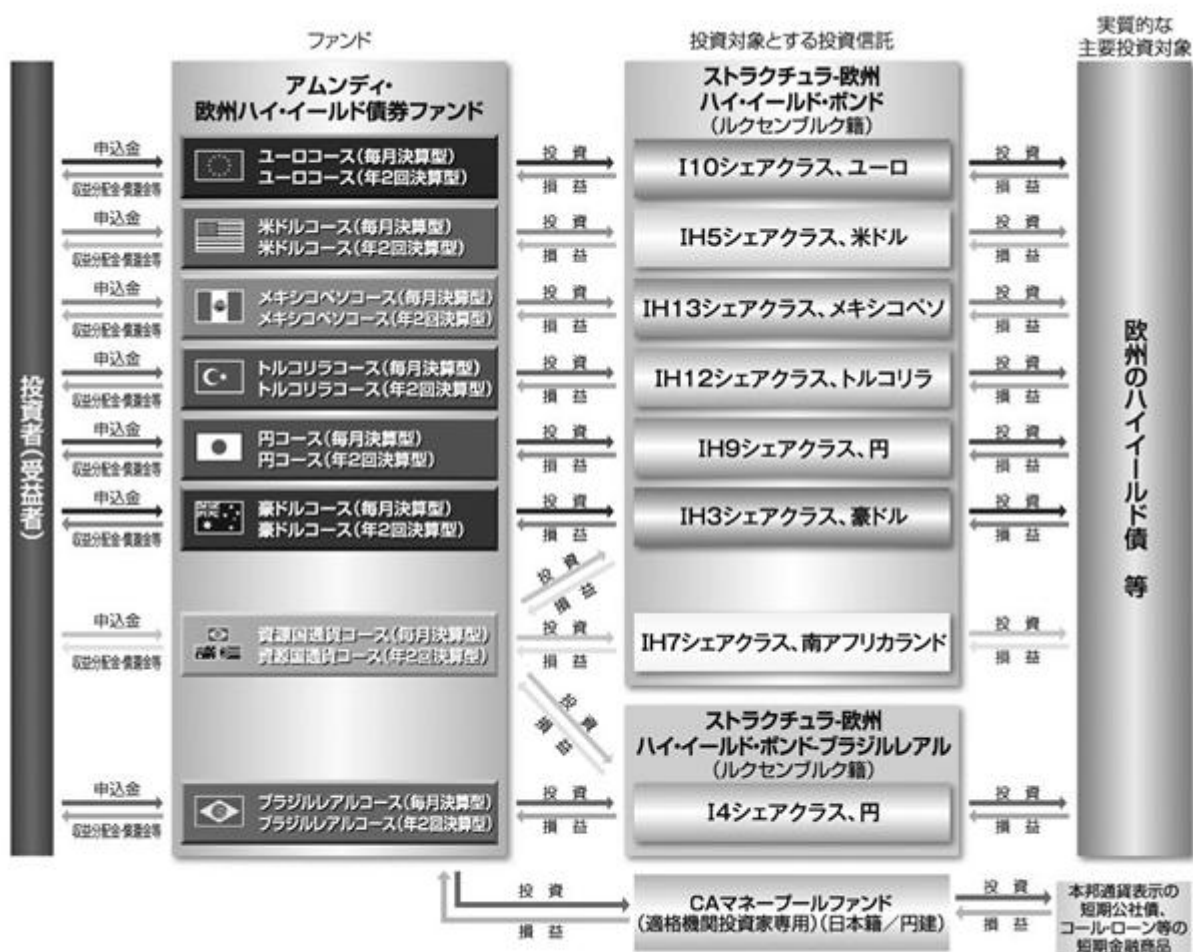
（２）【ファンドの沿革】

2016年1月14日 投資信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

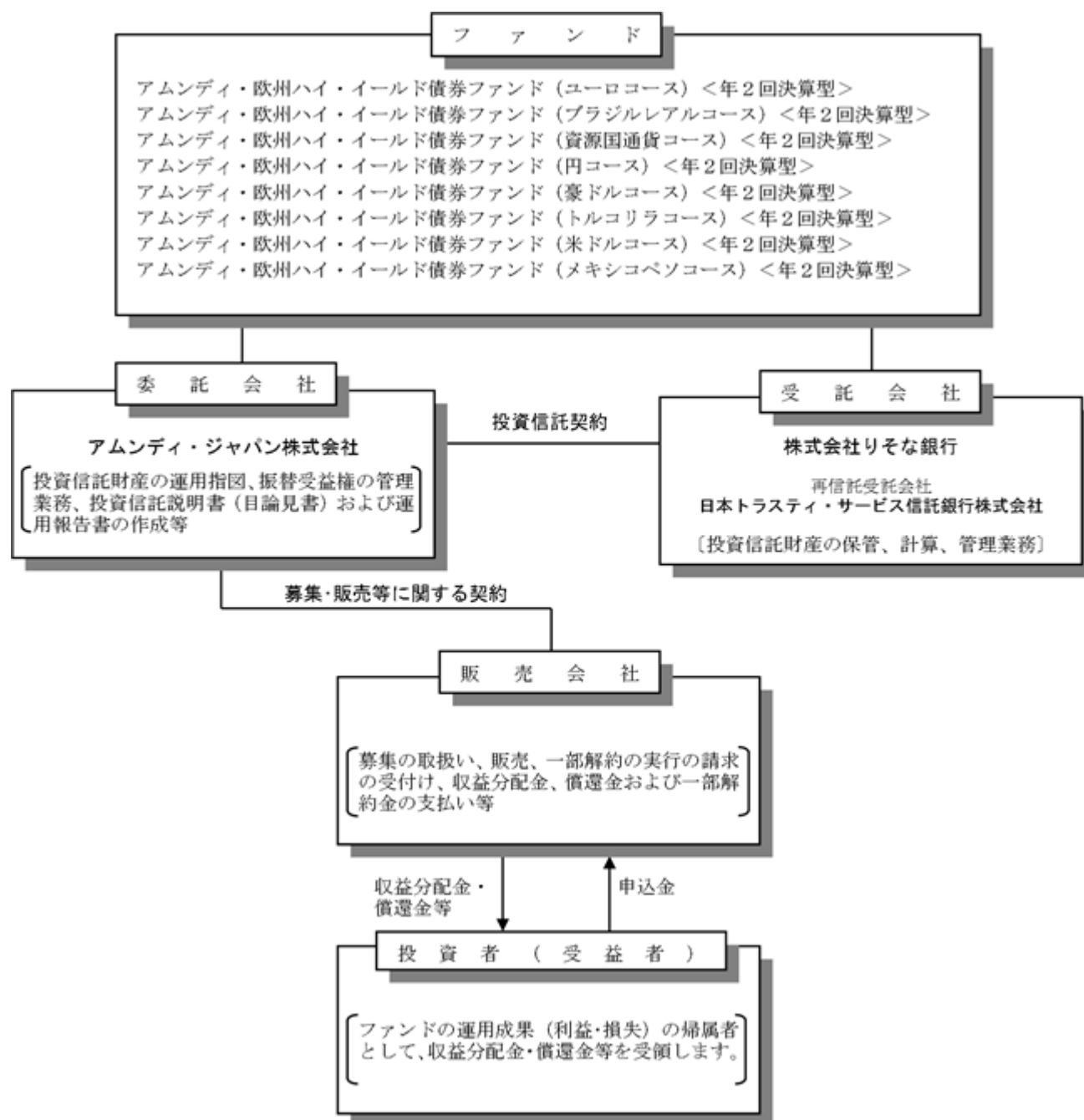
〔イメージ図〕



*各ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 （証券投資信託にかかる投資信託契約 （投資信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主	名 称	住 所	所有株式数	比率
の 状 況	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

2【投資方針】

（１）【投資方針】

運用方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

<ユーロコース>

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクのある円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<ブラジルリアルコース>

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルリアルの為替リスクに変換した投資法人の発行する円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指

定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 資源国通貨コース >

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランドの為替リスクに変換した各投資信託証券を主要投資対象（原則として各通貨が均等になるように投資します。）とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 円コース >

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを対円でヘッジした円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 豪ドルコース >

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを豪ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<トルコリラコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをトルコリラの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (ニ) 組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<米ドルコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを米ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (ニ) 組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<メキシコペソコース>

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをメキシコペソの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (ニ) 組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔投資対象ファンドの選定方針〕

委託会社は、アムンディで運用される欧州のハイイールド債を主要投資対象とするファンドとアムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

外国籍投資信託

ファンド名

ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(I10シェアクラス、ユーロ)
ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH5シェアクラス、米ドル)
ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH3シェアクラス、豪ドル)
ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH7シェアクラス、南アフリカランド)
ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH13シェアクラス、メキシコペソ)
ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH12シェアクラス、トルコリラ)
ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH9シェアクラス、円)
ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド・ブラジルリアル(I4シェアクラス、円)

ファンドの形態

ルクセンブルク籍会社型投資信託

ファンドの特色

欧州のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。
また、ブラジルリアルにおいては、上記に加え、実質的なユーロ建資産を、原則として対ブラジルリアルで為替取引を行います。

投資方針

1) 投資対象

①欧州のハイイールド債を主要投資対象とします。
②外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。

2) 投資態度

①原則として、純資産総額の4分の3以上をハイイールド債に投資します。
②原則として、欧州のハイイールド債を中心に投資します。
③原則として、純資産総額の4分の3以上をユーロ建の資産に投資します。ユーロ建以外の資産への投資は純資産総額の4分の1を上限とします。
④ユーロ建以外の資産に投資する場合、原則として対ユーロで為替取引を行います。
⑤投資適格債に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として純資産総額の20%以内とします。
⑥各シェアクラスにおいて、実質的なユーロ建資産に対して原則として以下の為替取引または対円での為替ヘッジを行います（除くブラジルリアル(I4シェアクラス、円)）。
⑦ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド・ブラジルリアルは、ファンドにおいてユーロ建資産に対して原則としてブラジルリアルの為替取引を行います。なお、I4シェアクラス、円(円建)において為替取引は行いません。

シェアクラス	通貨建	為替取引等
I10シェアクラス、ユーロ	円	実質的にユーロ建資産を保有します。
IH5シェアクラス、米ドル	米ドル	実質的なユーロ建資産を、原則として対米ドルで為替取引を行います。
IH3シェアクラス、豪ドル	豪ドル	実質的なユーロ建資産を、原則として対豪ドルで為替取引を行います。
IH7シェアクラス、南アフリカランド	南アフリカランド	実質的なユーロ建資産を、原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。
IH13シェアクラス、メキシコペソ	メキシコペソ	実質的なユーロ建資産を、原則として対メキシコペソで為替取引を行います。
IH12シェアクラス、トルコリラ	トルコリラ	実質的なユーロ建資産を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。
IH9シェアクラス、円	円	実質的なユーロ建資産を、原則として対円での為替ヘッジを行います。

⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

①格付が付与されていない債券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。
②同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。ただし、欧州諸国の国債等への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。

収益分配方針

原則として、毎月分配を行う方針です。

運用プロセス

①ボトムアップ
以下のプロセスを用い、投資対象となる発行体を選別

- ・スクリーニング
規模・流動性等によるスクリーニング
- ・ファンダメンタル分析
詳細な財務分析
- ・発行体・セクター選択
見通しに基づき投資機会を判断

②トップダウン
主に以下の点を考慮し、市場リスクを調整

- ・マクロ経済見通し
経済、政策、主なリスク、クレジットサイクル
- ・企業の健全性
財務比率の傾向、デフォルト見通し等
- ・バリュエーション
スプレッド分析、他資産・他業種に対する相対価値
- ・テクニカル要因
新発債、資金フロー、需供サイクル

③ポートフォリオ構築
投資する債券・組入比率を決定

④リスクのモニタリング

*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資顧問会社

アムンディ・ジャパン株式会社

副投資顧問会社

アムンディ・アセットマネジメント

国内籍投資信託

ファンド名

CAマネー・プールファンド(適格機関投資家専用)

ファンドの形態

日本籍契約型投資信託(円建)

ファンドの特色

主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。

委託会社

アムンディ・ジャパン株式会社

*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（ユーロコース、ブラジルリアルコースおよび円コースについては本邦通貨表示のものに限ります。）

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として別に定める投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 外国の者に対する権利で(d)の権利の性質を有するもの

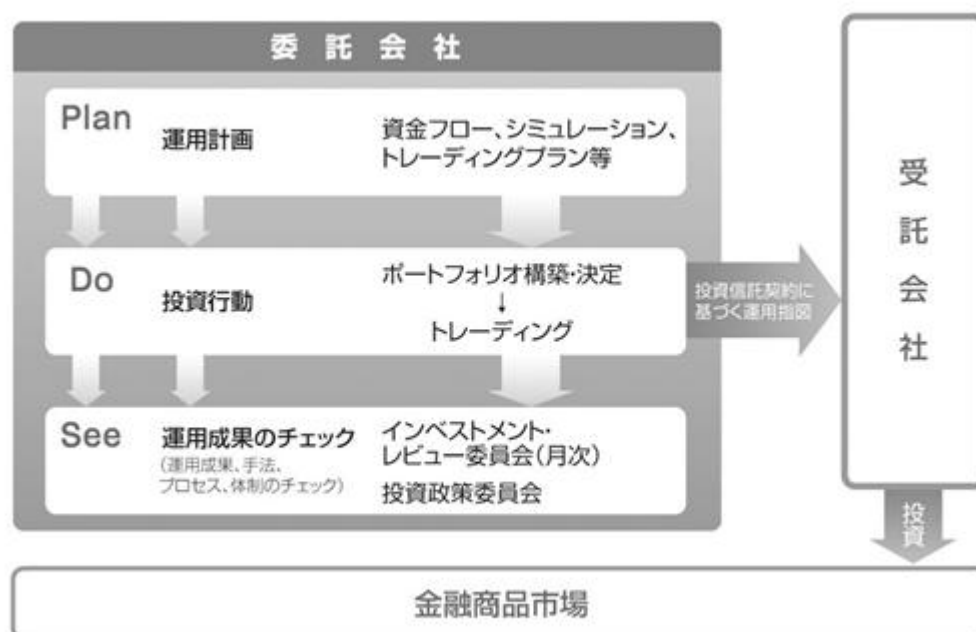
前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の(a)から(e)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



- * 委託会社の運用成果のチェック・インベストメント・レビュー委員会（８名以上）、投資政策委員会（３名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年4月および10月の各8日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

（a）分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（c）留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ ）投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ ）売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します。）。

2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- （イ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ロ）ブラジルリアルコース、ユーロコース、円コースについては、原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- （ハ）米ドルコース、豪ドルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコースについては、外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- （ニ）デリバティブの直接利用は行いません。
- （ホ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への直接投資は行いません。
- （ヘ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ト）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、主に欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。当該債券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

■米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコース

- ・各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各ファンドは円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、取引対象通貨の為替相場が円高方向に進んだ場合には、各ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替取引を行う際に実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることはできませんので、基準価額は主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替取引を行う際に取引対象通貨の金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと取引対象通貨との金利差相当分の費用（為替取引によるコスト）がかかることにご留意ください。
- ・一部の取引対象通貨については、外国籍投資信託においてNDF取引（ノン・デリバラブル・フォワード、直物為替先渡取引）を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

NDF取引とは、現物通貨の取引規制が厳しい通貨や為替市場が未成熟な通貨の為替取引を行う場合に、あらかじめ約定したNDFレートと満期時の直物為替レートとの差から計算される差金のみをユーロまたはその他主要通貨で決済する相対取引です。

■ユーロコース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

■円コース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、円買いの為替ヘッジ（対円での為替ヘッジ）を行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、為替ヘッジを行う際に円金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと円との金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかることにご留意ください。

流動性リスク

各ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託において、組入有価証券の売却および為替取引の解消を行います。ハイイールド債および為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合があります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

- ・各ファンドが実質的に投資する債券の発行体や主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行体等および為替取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

各ファンドの繰上償還

各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

換金中止

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

分配金に関する留意点

- ・ 分配金は当該期に各ファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、各ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率は各ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 各ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、各ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）とは、格付機関によりダブルB格〔BB＋格（S & P）/Ba1格（ムーディーズ）〕以下に格付されている社債をいい、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で組入債券の価格は大きく変動すると考えられます。各ファンドが外国籍投資信託を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の発行体の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引上げ、引下げ、信用市場の動向などによって上下に大きく変動します。

規制の変更に関する留意点

- ・ 各ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・ 将来規制が変更された場合、各ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

その他

- ・ 前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・ 金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、各ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・ 投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに各ファンドを購入できなくなります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

○投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
○投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります。）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります。）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

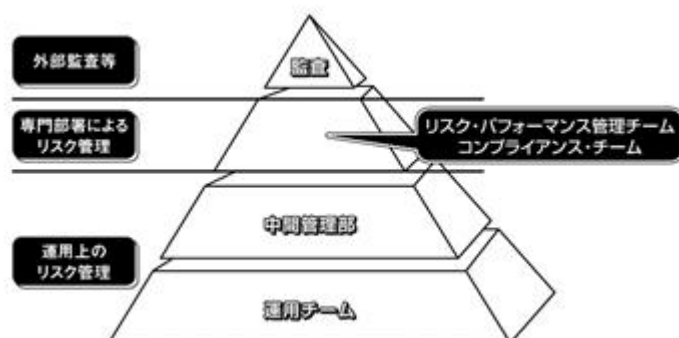
- ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

- 「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」のリスク管理について -

各ファンドの指定投資信託証券の副投資顧問会社であるアムンディ・アセットマネジメントのリスクモニターおよびリスク管理体制は次の3段階で行っています。



■ リスク管理

● 運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

● 専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

● 外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディ・アセットマネジメントの母体）およびアムンディ・アセットマネジメントの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

【ユーロコース(年2回決算型)】



【ブラジルレアルコース(年2回決算型)】



【資源国通貨コース(年2回決算型)】

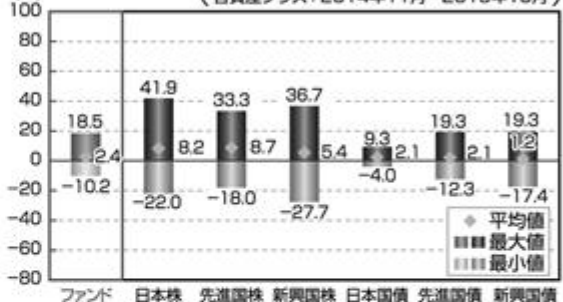


【円コース(年2回決算型)】

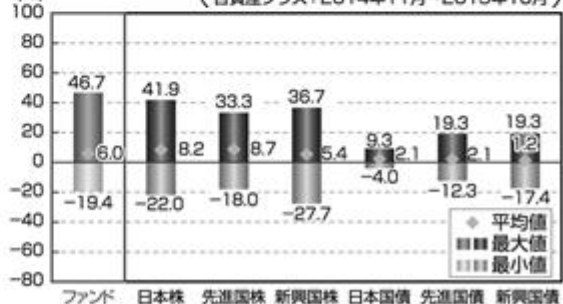


②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

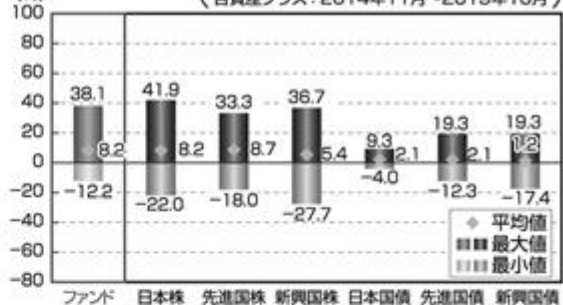
（ファンド：2017年 1月～2019年10月）
（各資産クラス：2014年11月～2019年10月）



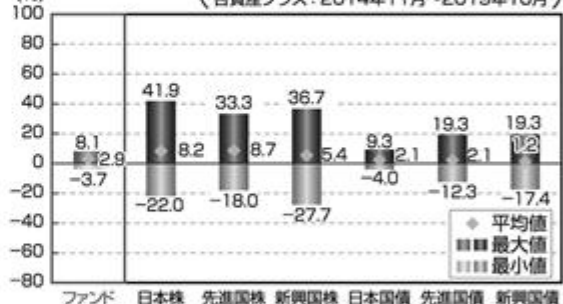
（ファンド：2017年 1月～2019年10月）
（各資産クラス：2014年11月～2019年10月）



（ファンド：2017年 1月～2019年10月）
（各資産クラス：2014年11月～2019年10月）



（ファンド：2017年 1月～2019年10月）
（各資産クラス：2014年11月～2019年10月）



*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、ファンドについては2017年1月から2019年10月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2014年11月から2019年10月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的にそれぞれ比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

【豪ドルコース(年2回決算型)】



【トルコリラコース(年2回決算型)】



【米ドルコース(年2回決算型)】

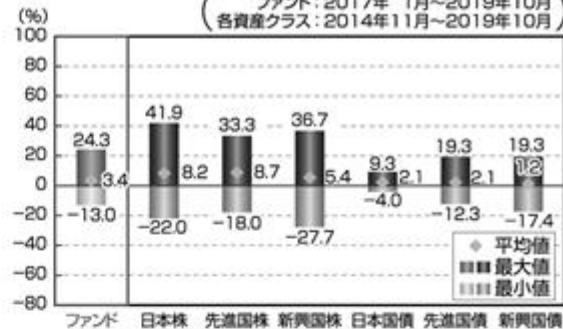


【メキシコペソコース(年2回決算型)】

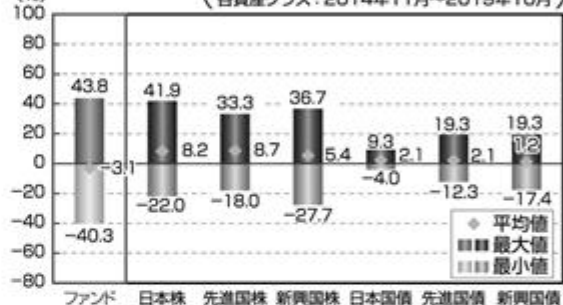


②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

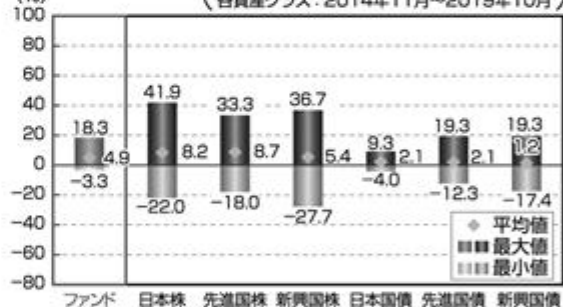
（ファンド：2017年 1月～2019年10月）
（各資産クラス：2014年11月～2019年10月）



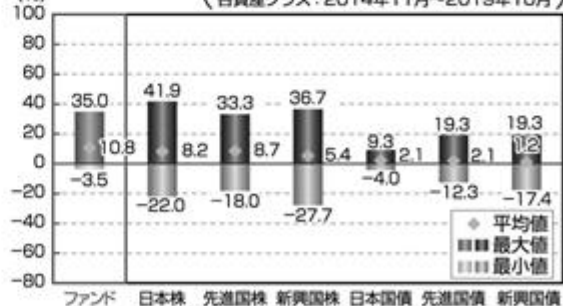
（ファンド：2017年 1月～2019年10月）
（各資産クラス：2014年11月～2019年10月）



（ファンド：2017年 1月～2019年10月）
（各資産クラス：2014年11月～2019年10月）



（ファンド：2017年 1月～2019年10月）
（各資産クラス：2014年11月～2019年10月）



*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、ファンドについては2017年1月から2019年10月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2014年11月から2019年10月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的にそれぞれ比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

（参考情報）

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。



販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること。）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。

スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た投資信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.111%（税抜1.01%）を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は次の通りとします。

（信託報酬の配分）

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.28%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.70%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

各ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。前記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

各ファンドが投資対象とする投資信託証券とその信託報酬は次の通りです。

	料率（年率）
「ストラクチャラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル」	0.67%
「ストラクチャラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」	0.67%
「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」	0.385%[*]（税抜0.35%）以内 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます。）に応じて次に掲げる率とします。 1．当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2．当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な負担の上限は、年率1.781%（税込）となります。

各ファンドの信託報酬年率1.111%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.67%）を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

組入投資信託証券においてはルクセンブルクの年次税（年率0.01％）のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2019年9月末日現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

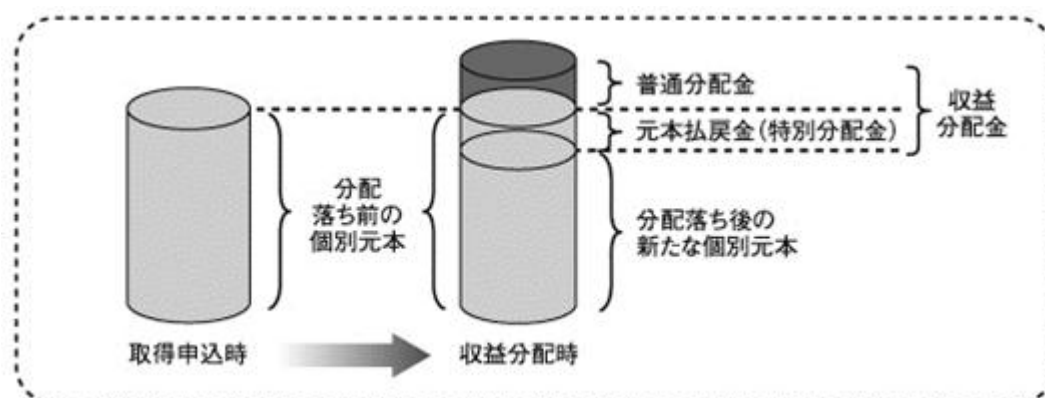
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「 収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2019年10月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,973	0.00
投資証券	ルクセンブルク	178,775,446	96.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	5,587,276	3.03
合計（純資産総額）		184,372,695	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	79,785	0.06
投資証券	ルクセンブルク	125,353,273	97.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,782,545	2.92
合計（純資産総額）		129,215,603	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,973	0.04
投資証券	ルクセンブルク	23,753,130	97.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	708,730	2.89
合計（純資産総額）		24,471,833	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,973	0.00
投資証券	ルクセンブルク	885,272,877	97.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	26,688,557	2.92
合計（純資産総額）		911,971,407	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,973	0.02
投資証券	ルクセンブルク	45,181,385	97.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,188,000	2.56
合計（純資産総額）		46,379,358	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,973	0.04
投資証券	ルクセンブルク	21,772,132	97.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	551,130	2.46
合計（純資産総額）		22,333,235	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,973	0.00
投資証券	ルクセンブルク	2,813,268,132	96.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	87,397,576	3.01
合計（純資産総額）		2,900,675,681	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,973	0.01
投資証券	ルクセンブルク	85,494,021	97.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,369,694	2.69
合計（純資産総額）		87,873,688	100.00

その他の資産の投資状況

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	751,567	3.36

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」
該当事項はありません。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I 10シェアクラス、ユーロ)	27,580.291	6,263.00	172,735,362	6,482.00	178,775,446	96.96
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0050	9,973	1.0050	9,973	0.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I H5シェアクラス、米ドル)	13,413.696	9,288.01	124,586,570	9,345.17	125,353,273	97.01
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	79,389	1.0050	79,785	1.0050	79,785	0.06

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I H3シェアクラス、豪ドル)	3,681.802	6,414.60	23,617,318	6,451.49	23,753,130	97.06
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0050	9,973	1.0050	9,973	0.04

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル(I 4シェアクラス、円)	105,817.939	8,052.89	852,140,244	8,366.00	885,272,877	97.07
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0050	9,973	1.0050	9,973	0.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル(4シェアクラス、円)	1,820	8,052.00	14,654,640	8,366.00	15,226,120	32.82
2	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(H3シェアクラス、豪ドル)	2,360	6,414.60	15,138,476	6,451.49	15,225,530	32.82
3	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(H7シェアクラス、南アフリカランド)	1,310	11,137.93	14,590,689	11,244.07	14,729,735	31.75
4	日本	投資信託 受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0050	9,973	1.0050	9,973	0.02

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I H13シェアクラス、メキシコペソ)	2,316.399	9,366.92	21,697,533	9,399.12	21,772,132	97.48
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネーブルファンド(適格機関投資家 専用)	9,924	1.0050	9,973	1.0050	9,973	0.04

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I H12シェアクラス、トルコリラ)	480,294.24	5,759.18	2,766,102,976	5,857.38	2,813,268,132	96.98
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネーブルファンド(適格機関投資家 専用)	9,924	1.0050	9,973	1.0050	9,973	0.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I H9シェアクラス、円)	11,190.317	7,605.00	85,102,360	7,640.00	85,494,021	97.29
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネーブルファンド(適格機関投資家 専用)	9,924	1.0050	9,973	1.0050	9,973	0.01

種類別投資比率

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	96.96
合計		96.96

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.06
外国	投資証券	97.01
合計		97.07

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.04
外国	投資証券	97.06
合計		97.10

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	97.07
合計		97.07

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.02
外国	投資証券	97.41
合計		97.43

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.04
外国	投資証券	97.48
合計		97.53

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.00
外国	投資証券	96.98
合計		96.98

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.01
外国	投資証券	97.29
合計		97.30

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
為替予約取引	日本	メキシコペソ売/円買	売建	132,085.60	752,748	751,567	3.36

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」
該当事項はありません。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2019年10月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	1,903,807	1,903,807	0.9824	0.9824
第2期計算期間末（2016年10月11日）	1,612,633	1,612,633	0.9519	0.9519
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	1,815,376	1,815,376	0.9885	0.9885
第4期計算期間末（2017年10月10日）	101,921,368	101,921,368	1.1101	1.1101
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	264,591,904	264,591,904	1.0878	1.0878
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	253,628,242	253,628,242	1.0749	1.0749
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	245,309,832	245,309,832	1.0574	1.0574
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	187,286,284	187,286,284	1.0117	1.0117
2018年10月末日	248,242,480	-	1.0523	-
11月末日	246,022,279	-	1.0423	-
12月末日	239,594,839	-	1.0150	-
2019年 1月末日	241,688,799	-	1.0237	-
2月末日	247,371,665	-	1.0494	-
3月末日	242,056,825	-	1.0399	-
4月末日	244,265,679	-	1.0529	-
5月末日	232,853,283	-	1.0243	-
6月末日	230,725,010	-	1.0466	-
7月末日	229,998,027	-	1.0410	-
8月末日	215,486,779	-	1.0202	-
9月末日	189,454,122	-	1.0240	-
10月末日	184,372,695	-	1.0451	-

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	50,960,481	50,960,481	0.9240	0.9240
第2期計算期間末（2016年10月11日）	58,840,058	58,840,058	0.9206	0.9206
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	135,475,698	135,475,698	1.0108	1.0108
第4期計算期間末（2017年10月10日）	103,681,797	103,681,797	1.0660	1.0660
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	110,469,580	110,469,580	1.0151	1.0151
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	166,564,885	166,564,885	1.0819	1.0819
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	144,602,208	144,602,208	1.1022	1.1022
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	131,872,749	131,872,749	1.0988	1.0988
2018年10月末日	165,760,498	-	1.0767	-
11月末日	163,915,621	-	1.0647	-
12月末日	159,942,396	-	1.0388	-
2019年 1月末日	160,209,249	-	1.0405	-
2月末日	137,656,555	-	1.0787	-
3月末日	142,901,994	-	1.0893	-
4月末日	133,247,565	-	1.1136	-
5月末日	129,726,162	-	1.0829	-
6月末日	131,350,444	-	1.0882	-
7月末日	133,534,377	-	1.1062	-
8月末日	132,080,158	-	1.0941	-
9月末日	134,014,771	-	1.1092	-
10月末日	129,215,603	-	1.1197	-

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額 (分配前)(円)	純資産総額 (分配後)(円)	1口当たり 純資産額 (分配前)(円)	1口当たり 純資産額 (分配後)(円)
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	4,303,189	4,307,460	1.0073	1.0083
第2期計算期間末（2016年10月11日）	13,592,859	13,592,859	1.0270	1.0270
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	34,985,216	34,985,216	1.1281	1.1281
第4期計算期間末（2017年10月10日）	88,076,613	88,076,613	1.2202	1.2202
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	62,615,500	62,615,500	1.1547	1.1547
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	45,391,207	45,391,207	1.1290	1.1290
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	24,423,199	24,423,199	1.1520	1.1520
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	23,401,914	23,401,914	1.0852	1.0852
2018年10月末日	45,224,347	-	1.1244	-
11月末日	46,152,355	-	1.1477	-
12月末日	43,345,937	-	1.0777	-
2019年 1月末日	44,724,976	-	1.1087	-
2月末日	41,935,923	-	1.1358	-
3月末日	24,074,223	-	1.1369	-
4月末日	24,414,802	-	1.1501	-
5月末日	23,468,946	-	1.1015	-
6月末日	23,971,180	-	1.1208	-
7月末日	23,968,925	-	1.1164	-
8月末日	23,254,437	-	1.0808	-
9月末日	23,674,531	-	1.0992	-
10月末日	24,471,833	-	1.1341	-

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	6,504,251	6,510,635	1.0187	1.0197
第2期計算期間末（2016年10月11日）	11,585,120	11,594,622	1.2192	1.2202
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	265,472,101	265,660,485	1.4092	1.4102
第4期計算期間末（2017年10月10日）	893,412,380	894,005,154	1.5072	1.5082
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	1,460,079,244	1,460,079,244	1.3853	1.3853
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	1,116,968,292	1,116,968,292	1.3383	1.3383
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	1,061,246,163	1,061,246,163	1.3446	1.3446
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	881,229,916	881,229,916	1.2879	1.2879
2018年10月末日	1,121,410,427	-	1.3436	-
11月末日	1,063,638,014	-	1.2891	-
12月末日	998,186,281	-	1.2429	-
2019年 1月末日	1,042,010,409	-	1.3155	-
2月末日	1,070,751,845	-	1.3533	-
3月末日	1,014,560,728	-	1.2856	-
4月末日	1,004,204,177	-	1.3206	-
5月末日	972,928,830	-	1.2790	-
6月末日	995,132,674	-	1.3303	-
7月末日	980,563,054	-	1.3827	-
8月末日	877,328,789	-	1.2538	-
9月末日	876,334,462	-	1.2810	-
10月末日	911,971,407	-	1.3355	-

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額 (分配前)(円)	純資産総額 (分配後)(円)	1口当たり 純資産額 (分配前)(円)	1口当たり 純資産額 (分配後)(円)
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	1,030,598	1,031,607	1.0213	1.0223
第2期計算期間末（2016年10月11日）	1,358,933	1,360,126	1.1384	1.1394
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	1,569,839	1,571,048	1.2981	1.2991
第4期計算期間末（2017年10月10日）	20,887,085	20,902,046	1.3960	1.3970
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	64,058,418	64,058,418	1.3868	1.3868
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	43,845,782	43,845,782	1.3360	1.3360
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	47,691,439	47,691,439	1.3881	1.3881
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	45,527,301	45,527,301	1.3179	1.3179
2018年10月末日	44,042,277	-	1.3419	-
11月末日	44,612,910	-	1.3591	-
12月末日	42,054,870	-	1.2811	-
2019年 1月末日	46,529,494	-	1.3548	-
2月末日	47,364,954	-	1.3788	-
3月末日	46,054,955	-	1.3405	-
4月末日	47,179,573	-	1.3730	-
5月末日	45,667,318	-	1.3182	-
6月末日	47,472,279	-	1.3665	-
7月末日	47,904,169	-	1.3904	-
8月末日	44,771,584	-	1.2964	-
9月末日	45,776,451	-	1.3252	-
10月末日	46,379,358	-	1.3699	-

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	987,831	987,831	0.9405	0.9405
第2期計算期間末（2016年10月11日）	1,128,837	1,128,837	0.9036	0.9036
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	3,644,741	3,644,741	1.0282	1.0282
第4期計算期間末（2017年10月10日）	105,295,488	105,295,488	1.1419	1.1419
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	400,468,389	400,468,389	1.1514	1.1514
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	327,719,115	327,719,115	1.2283	1.2283
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	246,431,708	246,431,708	1.2753	1.2753
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	243,717,890	243,717,890	1.2758	1.2758
2018年10月末日	299,075,705	-	1.1574	-
11月末日	295,194,997	-	1.1423	-
12月末日	287,798,943	-	1.1503	-
2019年 1月末日	298,663,860	-	1.1897	-
2月末日	303,403,848	-	1.2346	-
3月末日	310,592,367	-	1.2401	-
4月末日	250,067,587	-	1.2941	-
5月末日	237,230,008	-	1.2386	-
6月末日	242,895,409	-	1.2681	-
7月末日	248,815,848	-	1.3034	-
8月末日	234,066,482	-	1.2261	-
9月末日	244,140,866	-	1.2780	-
10月末日	22,333,235	-	1.3243	-

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	7,202,076	7,202,076	0.9951	0.9951
第2期計算期間末（2016年10月11日）	12,905,458	12,905,458	0.9601	0.9601
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	348,792,445	348,792,445	0.9028	0.9028
第4期計算期間末（2017年10月10日）	3,908,323,805	3,908,323,805	0.9989	0.9989
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	4,948,999,048	4,948,999,048	0.9267	0.9267
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	2,441,125,069	2,441,125,069	0.7030	0.7030
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	2,470,686,778	2,470,686,778	0.8548	0.8548
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	2,815,327,921	2,815,327,921	0.9052	0.9052
2018年10月末日	2,588,754,784	-	0.7933	-
11月末日	2,541,989,256	-	0.8457	-
12月末日	2,432,816,360	-	0.8174	-
2019年 1月末日	2,470,336,368	-	0.8412	-
2月末日	2,585,653,034	-	0.8713	-
3月末日	2,426,162,608	-	0.8244	-
4月末日	2,390,546,917	-	0.8294	-
5月末日	2,304,093,000	-	0.8285	-
6月末日	2,562,951,806	-	0.8664	-
7月末日	2,915,915,349	-	0.9312	-
8月末日	2,790,620,641	-	0.8904	-
9月末日	2,946,723,129	-	0.9397	-
10月末日	2,900,675,681	-	0.9533	-

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	1,077,201	1,078,259	1.0178	1.0188
第2期計算期間末（2016年10月11日）	22,607,466	22,629,110	1.0445	1.0455
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	57,311,968	57,365,816	1.0643	1.0653
第4期計算期間末（2017年10月10日）	94,974,014	95,060,424	1.0991	1.1001
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	106,655,323	106,655,323	1.0914	1.0914
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	86,088,712	86,088,712	1.0942	1.0942
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	77,306,449	77,306,449	1.1124	1.1124
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	88,543,403	88,543,403	1.1336	1.1336
2018年10月末日	85,329,142	-	1.0845	-
11月末日	84,004,130	-	1.0677	-
12月末日	83,520,379	-	1.0615	-
2019年 1月末日	75,014,678	-	1.0791	-
2月末日	76,293,698	-	1.0975	-
3月末日	76,760,639	-	1.1044	-
4月末日	77,782,321	-	1.1187	-
5月末日	77,080,270	-	1.1086	-
6月末日	61,967,273	-	1.1270	-
7月末日	68,537,129	-	1.1343	-
8月末日	89,168,654	-	1.1412	-
9月末日	88,981,213	-	1.1392	-
10月末日	87,873,688	-	1.1378	-

【分配の推移】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	0.0010
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	0.0010
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	0.0010
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	0.0010
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.0000

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	0.0010
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	0.0010
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.0000

【収益率の推移】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	1.8
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	3.1
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	3.8
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	12.3
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	2.0
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	1.2
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	1.6
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	4.3

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \div \left(\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \times 100$$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	7.6
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	0.4
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	9.8
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	5.5
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	4.8
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	6.6
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	1.9
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.3

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.8
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	2.0
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	9.8
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	8.2
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	5.4
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	2.2
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	2.0
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	5.8

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	2.0
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	19.8
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	15.7
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	7.0
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	8.1
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	3.4
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	0.5
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	4.2

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	2.2
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	11.6
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	14.1
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	7.6
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.7
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	3.7
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	3.9
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	5.1

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	6.0
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	3.9
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	13.8
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	11.1
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.8
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	6.7
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	3.8
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	0.0

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	0.5
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	3.5
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	6.0
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	10.6
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	7.2
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	24.1
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	21.6
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	5.9

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	1.9
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	2.7
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	2.0
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	3.4
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	0.7
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	0.3
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	1.7
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	1.9

(4) 【設定及び解約の実績】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	1,937,830	—	1,937,830
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	679,416	923,074	1,694,172
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	142,294	—	1,836,466
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	91,137,818	1,163,840	91,810,444
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	152,804,676	1,384,504	243,230,616
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	50,095,779	57,367,201	235,959,194
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	1,153,341	5,112,679	231,999,856
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	2,010,789	48,896,147	185,114,498

(注1) 全て本邦内におけるものです。以下同じ。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	55,150,999	—	55,150,999
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	8,764,789	—	63,915,788
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	95,069,408	24,962,338	134,022,858
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	40,492,060	77,253,058	97,261,860
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	31,223,109	19,663,987	108,820,982
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	67,912,558	22,781,256	153,952,284
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	3,620,240	26,375,394	131,197,130
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	1,267,884	12,453,994	120,011,020

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	4,271,909	—	4,271,909
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	8,964,155	—	13,236,064
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	17,776,677	—	31,012,741
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	44,295,721	3,126,545	72,181,917
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	31,315,056	49,269,159	54,227,814
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	3,058,582	17,082,236	40,204,160
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	272,424	19,276,412	21,200,172
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	393,434	28,392	21,565,214

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	6,428,641	43,965	6,384,676
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	3,160,472	42,927	9,502,221
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	179,821,315	939,319	188,384,217
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	443,904,420	39,514,260	592,774,377
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	509,838,111	48,621,156	1,053,991,332
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	1,057,469	220,426,940	834,621,861
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	897,670	46,227,503	789,292,028
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	1,835,413	106,888,562	684,238,879

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	1,009,136	—	1,009,136
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	184,604	—	1,193,740
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	52,044,448	52,028,836	1,209,352
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	13,951,126	198,750	14,961,728
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	31,228,405	—	46,190,133
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	681,712	14,053,372	32,818,473
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	1,539,838	220	34,358,091
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	478,563	292,448	34,544,206

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	1,050,333	—	1,050,333
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	198,945	—	1,249,278
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	55,390,152	53,094,696	3,544,734
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	104,819,287	16,150,155	92,213,866
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	268,428,150	12,843,196	347,798,820
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	737,934	81,724,335	266,812,419
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	6,023,591	79,605,896	193,230,114
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	211,592	2,415,097	191,026,609

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	7,237,532	—	7,237,532
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	6,229,119	24,564	13,442,087
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	373,068,430	163,737	386,346,780
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	3,844,954,632	318,606,953	3,912,694,459
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	2,111,890,273	684,178,924	5,340,405,808
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	641,021,382	2,508,745,559	3,472,681,631
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	182,039,159	764,318,113	2,890,402,677
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	882,044,389	662,188,580	3,110,258,486

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2016年 1月14日 至 2016年 4月 8日	1,058,340	—	1,058,340
第2期計算期間	自 2016年 4月 9日 至 2016年10月11日	20,586,261	—	21,644,601
第3期計算期間	自 2016年10月12日 至 2017年 4月10日	32,213,434	9,213	53,848,822
第4期計算期間	自 2017年 4月11日 至 2017年10月10日	34,827,665	2,266,178	86,410,309
第5期計算期間	自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日	26,197,310	14,885,695	97,721,924
第6期計算期間	自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日	485,246	19,528,971	78,678,199
第7期計算期間	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	10,822	9,191,452	69,497,569
第8期計算期間	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	30,535,823	21,924,873	78,108,519

（参考情報）

運用実績

2019年10月末日現在

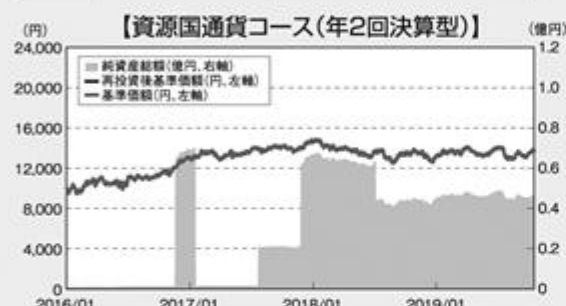
◎基準価額・純資産の推移



基準価額 10,451円 純資産総額 1.8億円



基準価額 13,355円 純資産総額 9.1億円



基準価額 13,699円 純資産総額 0.5億円



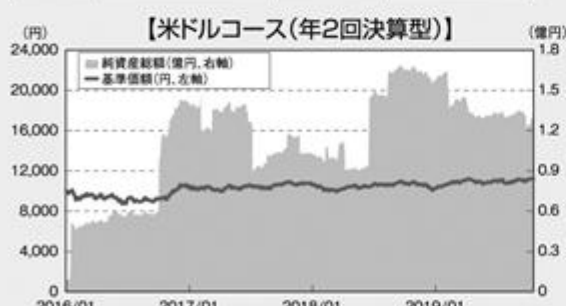
基準価額 11,378円 純資産総額 0.9億円



基準価額 11,341円 純資産総額 0.2億円



基準価額 9,533円 純資産総額 29.0億円



基準価額 11,197円 純資産総額 1.3億円



基準価額 13,243円 純資産総額 0.2億円

* 再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

* 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。* グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

2019年10月末日現在

◎分配の推移

決算日	ユーロ コース	ブラジル リアルコース	資源国通貨 コース	円コース	豪ドル コース	トルコリラ コース	米ドル コース	メキシコペソ コース
(2017年10月10日)	0円	10円	10円	10円	0円	0円	0円	0円
(2018年4月9日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2018年10月9日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2019年4月8日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2019年10月8日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	40円	40円	40円	10円	0円	0円	0円

* 分配金は、1万口当たり・税引前です。 * 直近5期分を表示しております。

◎主要な資産の状況

「主な資産の状況」は、各ファンドの主要投資先として「ストラクチャ・欧州ハイ・イールド・ボンド」および「ストラクチャ・欧州ハイ・イールド・ボンド・ブラジルリアル」の状況を掲載しています。

【ユーロコース、資源国通貨コース、円コース、豪ドルコース、米ドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース】

ストラクチャ・欧州ハイ・イールド・ボンド

◆組入上位10銘柄

銘柄	クーポン (%)	償還日	組入 比率	銘柄	クーポン (%)	償還日	組入 比率
1 AMUNDI TRESO COURT TERME・IC*	—	—	5.55%	6 ボルトガル電力公社	4.496	2079/4/30	0.91%
2 アルティス・ルクセンブルク	8.000	2027/5/15	1.04%	7 ボシュ・ヘルス・カンパニーズ	4.500	2023/5/15	0.91%
3 テレフォニカ・ヨーロッパ	4.375	2024/12/14	1.03%	8 レプソル・インターナショナル・ファイナンス	4.500	2075/3/25	0.90%
4 インターザ・サンパオロ	6.625	2023/9/13	0.98%	9 テレコム・イタリア	5.875	2023/5/19	0.87%
5 AMUNDI 3 M・IC*	—	—	0.96%	10 ベリシェア・ミッドホールディング	5.750	2023/12/1	0.83%

【ブラジルリアルコース、資源国通貨コース】

ストラクチャ・欧州ハイ・イールド・ボンド・ブラジルリアル

◆組入上位10銘柄

銘柄	クーポン (%)	償還日	組入 比率	銘柄	クーポン (%)	償還日	組入 比率
1 テレフォニカ・ヨーロッパ	4.375	2024/12/14	1.18%	6 ボルトガル電力公社	4.496	2079/4/30	0.83%
2 アルティス・ルクセンブルク	8.000	2027/5/15	1.01%	7 ベリシェア・ミッドホールディング	5.750	2023/12/1	0.82%
3 レプソル・インターナショナル・ファイナンス	4.500	2075/3/25	0.94%	8 クラウン・ユーロ・ホールディングス	3.375	2025/5/15	0.80%
4 ボシュ・ヘルス・カンパニーズ	4.500	2023/5/15	0.91%	9 インターザ・サンパオロ	6.625	2023/9/13	0.74%
5 テレコム・イタリア	5.875	2023/5/19	0.90%	10 テレコム・イタリア	3.625	2024/1/19	0.73%

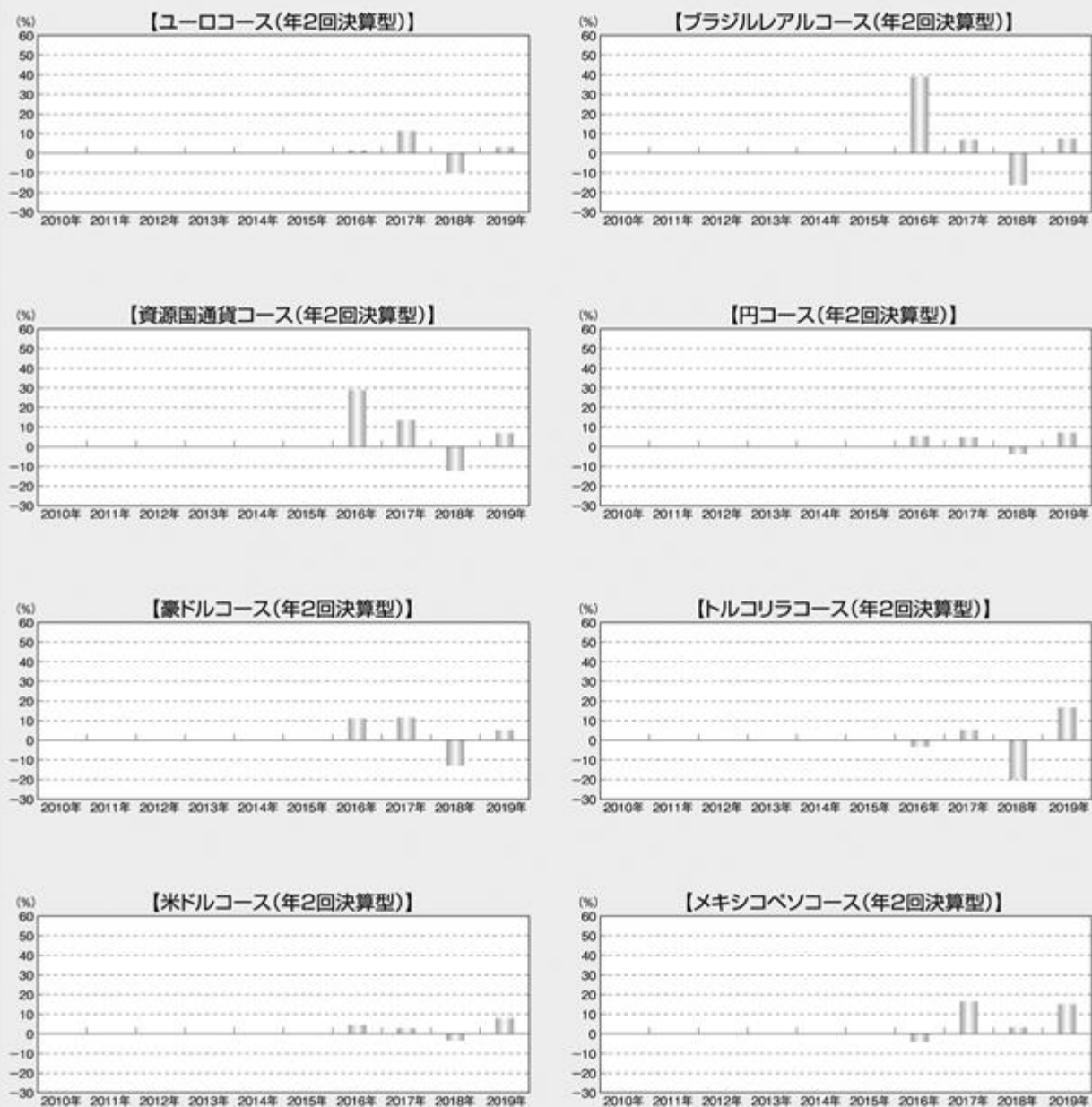
※ 投資信託証券です。

※ 比率は、各ファンドが投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対する割合です。

※ 上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※ 運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

2019年10月末日現在

◎年間収益率の推移



※ 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。 ※ ファンドにはベンチマークはありません。
 ※ グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。
 ※ 2016年は設定日(1月14日)から年末まで、2019年は年初から10月末日までの騰落率を表示しています。

※ 上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※ 運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いの各ファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、各ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合の取得申込みの受付は行いません。

各ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し各ファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) 各ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

- (4) なお、取得申込時には、申込手数料率をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。
- (5) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合、または金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください。）に問合わせることでより知ることができます。

なお換金代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約請求には制限を設ける場合があります。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

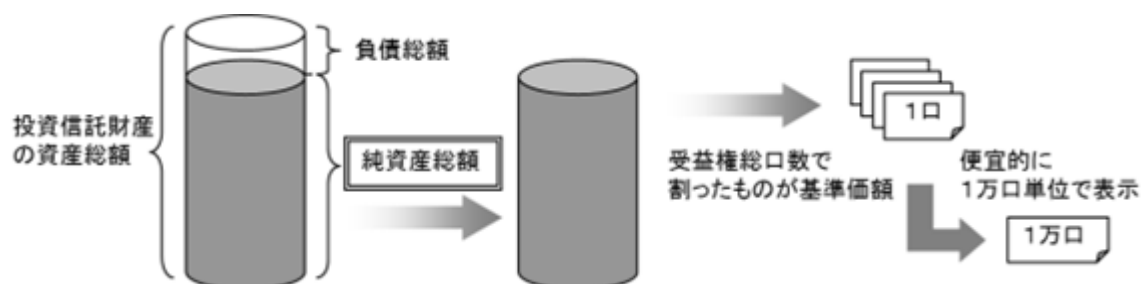
（１）【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2016年1月14日から2026年4月8日までとします。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

各ファンドの計算期間は、原則として毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日より2016年4月8日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

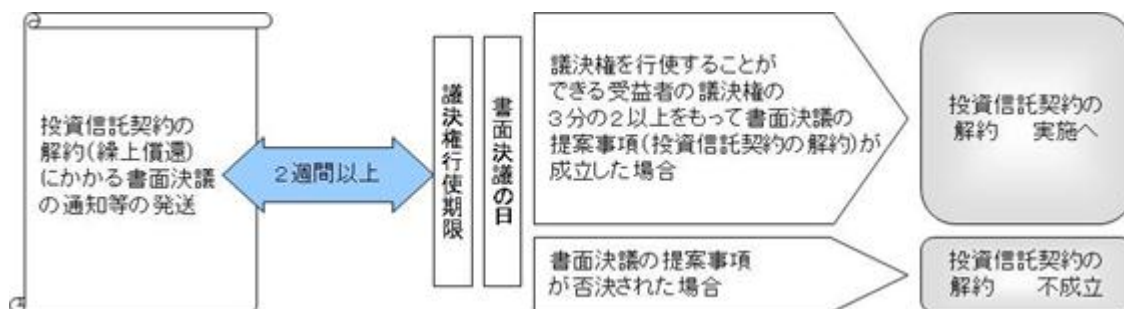
（イ）委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- A 各ファンドの投資信託財産の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合
- B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

（ロ）委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

< 信託の終了の手続 >



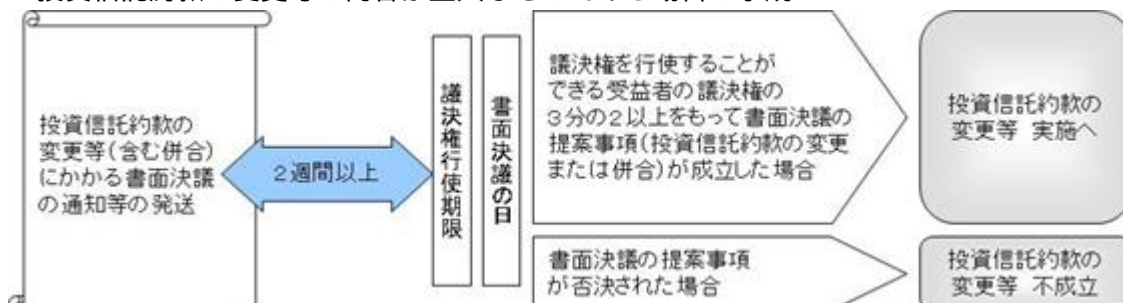
- (ハ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。
- (ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「投資信託約款の変更等」(ロ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、前記(イ)の事項（(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (ヘ) (ロ) から (ホ) の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記 (イ) から前記 (ヘ) にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



- (チ) ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

運用報告書の作成

委託会社は、計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

- (イ) 各ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間末から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- (ロ) 受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します。）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金に関する請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2019年4月9日から2019年10月8日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,874,581	7,777,978
投資信託受益証券	9,977	9,973
投資証券	237,809,903	180,877,262
流動資産合計	247,694,461	188,665,213
資産合計	247,694,461	188,665,213
負債の部		
流動負債		
未払解約金	918,370	-
未払受託者報酬	39,345	37,031
未払委託者報酬	1,285,090	1,209,675
未払利息	27	13
その他未払費用	141,797	132,210
流動負債合計	2,384,629	1,378,929
負債合計	2,384,629	1,378,929
純資産の部		
元本等		
元本	231,999,856	185,114,498
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,309,976	2,171,786
（分配準備積立金）	27,065,746	30,403,505
元本等合計	245,309,832	187,286,284
純資産合計	245,309,832	187,286,284
負債純資産合計	247,694,461	188,665,213

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
営業収益		
受取配当金	12,316,302	11,839,302
有価証券売買等損益	15,008,163	20,532,458
営業収益合計	2,691,861	8,693,156
営業費用		
支払利息	1,863	3,719
受託者報酬	39,345	37,031
委託者報酬	1,285,090	1,209,675
その他費用	143,617	132,588
営業費用合計	1,469,915	1,383,013
営業利益又は営業損失（ ）	4,161,776	10,076,169
経常利益又は経常損失（ ）	4,161,776	10,076,169
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,161,776	10,076,169
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	121,844	1,634,682
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	17,669,048	13,309,976
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,065	67,262
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,065	67,262
剰余金減少額又は欠損金増加額	379,205	2,763,965
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	379,205	2,763,965
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,309,976	2,171,786

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 期首元本額	235,959,194円	231,999,856円
期中追加設定元本額	1,153,341円	2,010,789円
期中一部解約元本額	5,112,679円	48,896,147円
2. 計算期間末日における受益権の総数	231,999,856口	185,114,498口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日		第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は62,116,465円（1万口当たり2,677円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は58,593,805円（1万口当たり3,165円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	10,653,232円	A 費用控除後の配当等収益額	8,967,167円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	35,050,719円	C 収益調整金額	28,190,300円
D 分配準備積立金額	16,412,514円	D 分配準備積立金額	21,436,338円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	62,116,465円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	58,593,805円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	231,999,856口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	185,114,498口
G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	2,677円	G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	3,165円
H 1万口当たり分配金額	0円	H 1万口当たり分配金額	0円
I 分配金額（F × H / 10,000）	0円	I 分配金額（F × H / 10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2	4
投資証券	14,783,590	17,606,581
合計	14,783,592	17,606,585

(デリバティブ取引等に関する注記)

第7期計算期間末(2019年 4月 8日)

該当事項はありません。

第8期計算期間末(2019年10月 8日)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間（自 2018年10月10日 至 2019年4月8日）

該当事項はありません。

第8期計算期間（自 2019年4月9日 至 2019年10月8日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0574円 (10,574円)	1.0117円 (10,117円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家 専用)	9,924	9,973	
	小計	銘柄数	9,924 1	9,973	
		組入時価比率	0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計				9,973
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボ ンド(I 10シェアクラス、ユーロ)	28,880.291	180,877,262	
	小計	銘柄数	28,880.291 1	180,877,262	
		組入時価比率	96.6%	100.0%	
	投資証券 合計				180,877,262
合計				180,887,235	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率
であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2019年4月9日から2019年10月8日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,986,474	4,811,856
投資信託受益証券	79,817	79,785
投資証券	139,854,333	127,791,006
流動資産合計	145,920,624	132,682,647
資産合計	145,920,624	132,682,647
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	763	-
未払金	404,661	-
未払受託者報酬	25,241	21,510
未払委託者報酬	824,576	702,567
未払利息	16	8
その他未払費用	63,159	85,813
流動負債合計	1,318,416	809,898
負債合計	1,318,416	809,898
純資産の部		
元本等		
元本	131,197,130	120,011,020
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,405,078	11,861,729
（ 分配準備積立金 ）	31,600,762	40,634,638
元本等合計	144,602,208	131,872,749
純資産合計	144,602,208	131,872,749
負債純資産合計	145,920,624	132,682,647

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
営業収益		
受取配当金	14,770,664	12,923,222
有価証券売買等損益	9,252,191	7,831,350
為替差損益	2,394,333	4,530,963
営業収益合計	3,124,140	560,909
営業費用		
支払利息	1,443	2,279
受託者報酬	25,241	21,510
委託者報酬	824,576	702,567
その他費用	64,476	86,027
営業費用合計	915,736	812,383
営業利益又は営業損失（ ）	2,208,404	251,474
経常利益又は経常損失（ ）	2,208,404	251,474
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,208,404	251,474
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	415,210	129,787
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	12,612,601	13,405,078
剰余金増加額又は欠損金減少額	312,355	97,810
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	312,355	97,810
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,143,492	1,259,898
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,143,492	1,259,898
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,405,078	11,861,729

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 期首元本額	153,952,284円	131,197,130円
期中追加設定元本額	3,620,240円	1,267,884円
期中一部解約元本額	26,375,394円	12,453,994円
2. 計算期間末日における受益権の総数	131,197,130口	120,011,020口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日		第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は63,733,113円 （1万口当たり4,857円）ですが、分配を行って おりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は70,378,970 円（1万口当たり5,864円）ですが、分配を行って おりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 12,239,653円	A	費用控除後の配当等収益額 12,019,182円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 32,132,351円	C	収益調整金額 29,744,332円
D	分配準備積立金額 19,361,109円	D	分配準備積立金額 28,615,456円
E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 63,733,113円	E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 70,378,970円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数 131,197,130口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数 120,011,020口
G	1万口当たり分配対象収益額 （E / F × 10,000） 4,857円	G	1万口当たり分配対象収益額 （E / F × 10,000） 5,864円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F × H / 10,000） 0円	I	分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 （2019年 4月 8日）	第8期計算期間末 （2019年10月 8日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	16	32
投資証券	7,667,641	7,907,082
合計	7,667,657	7,907,114

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

第7期計算期間末（2019年4月8日）

区分	種類	契約額 等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	405,387	—	404,624	763
	合計	405,387	—	404,624	763

（注）時価の算定方法

- 1．原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

- 2．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

- 3．換算において円未満の端数は切捨てております。

第8期計算期間末（2019年10月8日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間（自 2018年10月10日 至 2019年4月8日）

該当事項はありません。

第8期計算期間（自 2019年4月9日 至 2019年10月8日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1022円 (11,022円)	1.0988円 (10,988円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円 小計	CAマネープールファンド(適格機関投資 家専用)	79,389	79,785	
		銘柄数	79,389 1	79,785	
		組入時価比率	0.1%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計			79,785	
投資証券	米ドル 小計	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ ボンド(I H5シェアクラス、米ドル)	13,953.696	1,189,971.19	
		銘柄数	13,953.696 1	1,189,971.19 (127,791,006)	
		組入時価比率	96.9%	100.0%	
	投資証券 合計			127,791,006 (127,791,006)	
合計				127,870,791 (127,791,006)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2019年4月9日から2019年10月8日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,092,671	865,600
投資信託受益証券	9,977	9,973
投資証券	23,572,260	22,679,277
流動資産合計	24,674,908	23,554,850
資産合計	24,674,908	23,554,850
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	6,700	3,868
未払委託者報酬	219,026	126,231
未払利息	3	1
その他未払費用	25,980	22,836
流動負債合計	251,709	152,936
負債合計	251,709	152,936
純資産の部		
元本等		
元本	21,200,172	21,565,214
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,223,027	1,836,700
（分配準備積立金）	6,336,831	8,347,594
元本等合計	24,423,199	23,401,914
純資産合計	24,423,199	23,401,914
負債純資産合計	24,674,908	23,554,850

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
営業収益		
受取配当金	3,687,346	2,174,439
有価証券売買等損益	2,399,327	1,417,340
為替差損益	530,643	2,030,361
営業収益合計	757,376	1,273,262
営業費用		
支払利息	438	337
受託者報酬	6,700	3,868
委託者報酬	219,026	126,231
その他費用	26,305	22,879
営業費用合計	252,469	153,315
営業利益又は営業損失（ ）	504,907	1,426,577
経常利益又は経常損失（ ）	504,907	1,426,577
当期純利益又は当期純損失（ ）	504,907	1,426,577
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	28,764	1,300
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,187,047	3,223,027
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,704	43,224
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,704	43,224
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,470,867	4,274
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,470,867	4,274
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,223,027	1,836,700

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 期首元本額	40,204,160円	21,200,172円
期中追加設定元本額	272,424円	393,434円
期中一部解約元本額	19,276,412円	28,392円
2. 計算期間末日における受益権の総数	21,200,172口	21,565,214口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期計算期間		第8期計算期間	
自 2018年10月10日		自 2019年 4月 9日	
至 2019年 4月 8日		至 2019年10月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は11,869,530円（1万口当たり5,598円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は14,109,082円（1万口当たり6,542円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 2,006,219円	A	費用控除後の配当等収益額 2,019,090円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 5,532,699円	C	収益調整金額 5,761,488円
D	分配準備積立金額 4,330,612円	D	分配準備積立金額 6,328,504円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 11,869,530円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 14,109,082円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 21,200,172口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 21,565,214口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 5,598円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 6,542円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F × H / 10,000） 0円	I	分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2	4
投資証券	1,164,363	1,417,336
合計	1,164,365	1,417,340

(デリバティブ取引等に関する注記)

第7期計算期間末(2019年4月8日)

該当事項はありません。

第8期計算期間末(2019年10月8日)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間（自 2018年10月10日 至 2019年4月8日）

該当事項はありません。

第8期計算期間（自 2019年4月9日 至 2019年10月8日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1520円 (11,520円)	1.0852円 (10,852円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円 小計	CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,973	
		銘柄数	9,924 1	9,973	
		組入時価比率	0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計			9,973	
	投資証券	オーストラリアドル 小計	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(ⅠH3シェアクラス、豪ドル)	3,681.802	313,726.34
		銘柄数	3,681.802 1	313,726.34 (22,679,277)	
		組入時価比率	96.9%	100.0%	
投資証券 合計				22,679,277 (22,679,277)	
合計				22,689,250 (22,679,277)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2019年4月9日から2019年10月8日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,062,765	37,119,828
投資信託受益証券	9,977	9,973
投資証券	1,027,941,905	849,630,444
流動資産合計	1,071,014,647	886,760,245
資産合計	1,071,014,647	886,760,245
負債の部		
流動負債		
未払金	3,676,800	-
未払受託者報酬	170,426	156,099
未払委託者報酬	5,567,173	5,099,201
未払利息	121	66
その他未払費用	353,964	274,963
流動負債合計	9,768,484	5,530,329
負債合計	9,768,484	5,530,329
純資産の部		
元本等		
元本	789,292,028	684,238,879
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	271,954,135	196,991,037
（分配準備積立金）	256,634,247	301,374,042
元本等合計	1,061,246,163	881,229,916
純資産合計	1,061,246,163	881,229,916
負債純資産合計	1,071,014,647	886,760,245

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
営業収益		
受取配当金	91,176,066	89,839,066
有価証券売買等損益	82,349,942	122,540,965
営業収益合計	8,826,124	32,701,899
営業費用		
支払利息	9,112	16,153
受託者報酬	170,426	156,099
委託者報酬	5,567,173	5,099,201
その他費用	362,422	276,544
営業費用合計	6,109,133	5,547,997
営業利益又は営業損失（ ）	2,716,991	38,249,896
経常利益又は経常損失（ ）	2,716,991	38,249,896
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,716,991	38,249,896
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,193,004	549,005
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	282,346,431	271,954,135
剰余金増加額又は欠損金減少額	289,321	548,720
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	289,321	548,720
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,591,612	36,712,917
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,591,612	36,712,917
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	271,954,135	196,991,037

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 期首元本額	834,621,861円	789,292,028円
期中追加設定元本額	897,670円	1,835,413円
期中一部解約元本額	46,227,503円	106,888,562円
2. 計算期間末日における受益権の総数	789,292,028口	684,238,879口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日		第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は533,261,363円（1万口当たり6,756円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は541,869,578円（1万口当たり7,919円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 83,332,601円	A	費用控除後の配当等収益額 79,355,071円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 276,627,116円	C	収益調整金額 240,495,536円
D	分配準備積立金額 173,301,646円	D	分配準備積立金額 222,018,971円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 533,261,363円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 541,869,578円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 789,292,028口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 684,238,879口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 6,756円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 7,919円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額 (F × H / 10,000) 0円	I	分配金額 (F × H / 10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2	4
投資証券	78,973,027	121,560,021
合計	78,973,029	121,560,025

(デリバティブ取引等に関する注記)

第7期計算期間末(2019年 4月 8日)

該当事項はありません。

第8期計算期間末(2019年10月 8日)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間（自 2018年10月10日 至 2019年4月8日）

該当事項はありません。

第8期計算期間（自 2019年4月9日 至 2019年10月8日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3446円 (13,446円)	1.2879円 (12,879円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家 専用)	9,924	9,973	
	小計		9,924	9,973	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計				9,973
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボ ンド-ブラジルリアル(I4シェアクラス、 円)	105,517.939	849,630,444	
	小計		105,517.939	849,630,444	
		銘柄数 組入時価比率	1 96.4%	100.0%	
	投資証券 合計				849,630,444
合計				849,640,417	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率
であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2019年4月9日から2019年10月8日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,887,187	2,069,399
投資信託受益証券	9,977	9,973
投資証券	46,069,061	43,726,609
流動資産合計	47,966,225	45,805,981
資産合計	47,966,225	45,805,981
負債の部		
流動負債		
未払解約金	305	-
未払受託者報酬	7,256	7,570
未払委託者報酬	236,913	247,094
未払利息	5	3
その他未払費用	30,307	24,013
流動負債合計	274,786	278,680
負債合計	274,786	278,680
純資産の部		
元本等		
元本	34,358,091	34,544,206
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,333,348	10,983,095
（分配準備積立金）	7,228,885	10,415,710
元本等合計	47,691,439	45,527,301
純資産合計	47,691,439	45,527,301
負債純資産合計	47,966,225	45,805,981

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
営業収益		
受取配当金	3,371,048	3,540,329
有価証券売買等損益	1,661,233	2,709,889
為替差損益	436,842	2,944,509
営業収益合計	2,146,657	2,114,069
営業費用		
支払利息	404	765
受託者報酬	7,256	7,570
委託者報酬	236,913	247,094
その他費用	30,652	24,080
営業費用合計	275,225	279,509
営業利益又は営業損失（ ）	1,871,432	2,393,578
経常利益又は経常損失（ ）	1,871,432	2,393,578
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,871,432	2,393,578
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	13	3,668
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,027,309	13,333,348
剰余金増加額又は欠損金減少額	434,692	160,007
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	434,692	160,007
剰余金減少額又は欠損金増加額	72	113,014
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72	113,014
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,333,348	10,983,095

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 期首元本額	32,818,473円	34,358,091円
期中追加設定元本額	1,539,838円	478,563円
期中一部解約元本額	220円	292,448円
2. 計算期間末日における受益権の総数	34,358,091口	34,544,206口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日		第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は17,301,497円 （1万口当たり5,035円）ですが、分配を行って おりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は20,656,095 円（1万口当たり5,979円）ですが、分配を行って おりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 3,095,803円	A	費用控除後の配当等収益額 3,247,341円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 10,072,612円	C	収益調整金額 10,240,385円
D	分配準備積立金額 4,133,082円	D	分配準備積立金額 7,168,369円
E	当ファンドの分配対象収益額 17,301,497円	E	当ファンドの分配対象収益額 20,656,095円
	（A+B+C+D）		（A+B+C+D）
F	当ファンドの期末残存受益権 口数 34,358,091口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数 34,544,206口
G	1万口当たり分配対象収益額 5,035円	G	1万口当たり分配対象収益額 5,979円
	（E / F × 10,000）		（E / F × 10,000）
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F × H / 10,000） 0円	I	分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2	4
投資証券	1,661,231	2,709,885
合計	1,661,233	2,709,889

(デリバティブ取引等に関する注記)

第7期計算期間末(2019年 4月 8日)

該当事項はありません。

第8期計算期間末(2019年10月 8日)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間（自 2018年10月10日 至 2019年4月8日）

該当事項はありません。

第8期計算期間（自 2019年4月9日 至 2019年10月8日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3881円 (13,881円)	1.3179円 (13,179円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,973	
	小計		9,924	9,973	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	0.0%	100.0%	
投資信託受益証券 合計				9,973	
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル(4シェアクラス、円)	1,820	14,654,640	
	小計		1,820	14,654,640	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	32.2%	33.5%	
	オーストラリアドル	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(H3シェアクラス、豪ドル)	2,360	201,095.60	
	小計		2,360	201,095.60	
		銘柄数	1	(14,537,200)	
		組入時価比率	31.9%	33.2%	
	南アフリカランド	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(H7シェアクラス、南アフリカランド)	1,340	2,052,933.60	
	小計		1,340	2,052,933.60	
銘柄数		1	(14,534,769)		
組入時価比率		31.9%	33.2%		
投資証券 合計				43,726,609 (29,071,969)	
合計				43,736,582 (29,071,969)	

（有価証券明細表注記）

- 1．通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2．合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3．組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2019年4月9日から2019年10月8日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,747,457	8,701,666
投資信託受益証券	9,977	9,973
投資証券	237,198,679	236,497,491
派生商品評価勘定	30,131	-
未収入金	21,200,339	-
流動資産合計	269,186,583	245,209,130
資産合計	269,186,583	245,209,130
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,942,267	-
未払受託者報酬	48,147	39,510
未払委託者報酬	1,572,803	1,290,537
未払利息	30	15
その他未払費用	191,628	161,178
流動負債合計	22,754,875	1,491,240
負債合計	22,754,875	1,491,240
純資産の部		
元本等		
元本	193,230,114	191,026,609
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	53,201,594	52,691,281
（分配準備積立金）	32,806,111	44,383,363
元本等合計	246,431,708	243,717,890
純資産合計	246,431,708	243,717,890
負債純資産合計	269,186,583	245,209,130

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
営業収益		
受取配当金	17,259,922	13,512,086
有価証券売買等損益	1,987,776	2,334,792
為替差損益	8,215,488	14,300,767
営業収益合計	11,032,210	1,546,111
営業費用		
支払利息	2,624	3,828
受託者報酬	48,147	39,510
委託者報酬	1,572,803	1,290,537
その他費用	194,033	161,665
営業費用合計	1,817,607	1,495,540
営業利益又は営業損失（ ）	9,214,603	50,571
経常利益又は経常損失（ ）	9,214,603	50,571
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,214,603	50,571
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	173,329	39,801
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	60,906,696	53,201,594
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,366,769	61,668
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,366,769	61,668
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,113,145	662,353
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,113,145	662,353
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	53,201,594	52,691,281

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 期首元本額	266,812,419円	193,230,114円
期中追加設定元本額	6,023,591円	211,592円
期中一部解約元本額	79,605,896円	2,415,097円
2. 計算期間末日における受益権の総数	193,230,114口	191,026,609口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日		第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は72,372,267円 （1万口当たり3,745円）ですが、分配を行って おりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は83,543,674 円（1万口当たり4,373円）ですが、分配を行って おりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 11,668,047円	A	費用控除後の配当等収益額 11,984,650円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 39,566,156円	C	収益調整金額 39,160,311円
D	分配準備積立金額 21,138,064円	D	分配準備積立金額 32,398,713円
E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 72,372,267円	E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 83,543,674円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数 193,230,114口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数 191,026,609口
G	1万口当たり分配対象収益額 （E / F × 10,000） 3,745円	G	1万口当たり分配対象収益額 （E / F × 10,000） 4,373円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F × H / 10,000） 0円	I	分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2	4
投資証券	2,176,391	2,338,796
合計	2,176,389	2,338,792

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

第7期計算期間末（2019年4月8日）

区分	種類	契約額 等（円）		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	メキシコペソ	21,194,167	—	21,164,036	30,131
	合計	21,194,167	—	21,164,036	30,131

（注）時価の算定方法

- 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲
値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法に
よって評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されてい
る先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより
評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最
も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の
対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

第8期計算期間末（2019年10月8日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間（自 2018年10月10日 至 2019年4月8日）

該当事項はありません。

第8期計算期間（自 2019年4月9日 至 2019年10月8日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2753円 (12,753円)	1.2758円 (12,758円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家 専用)	9,924	9,973	
	小計		9,924	9,973	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計				9,973
投資証券	メキシコペソ	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボ ンド(ⅠH13シェアクラス、メキシコペ ソ)	26,396.399	43,077,867.31	
	小計		26,396.399	43,077,867.31	
		銘柄数 組入時価比率	1 97.0%	(236,497,491) 100.0%	
	投資証券 合計				236,497,491 (236,497,491)
合計				236,507,464 (236,497,491)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2019年4月9日から2019年10月8日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	113,618,428	107,596,835
投資信託受益証券	9,977	9,973
投資証券	2,394,645,790	2,722,446,228
流動資産合計	2,508,274,195	2,830,053,036
資産合計	2,508,274,195	2,830,053,036
負債の部		
流動負債		
未払解約金	23,617,464	-
未払受託者報酬	402,187	426,590
未払委託者報酬	13,138,180	13,935,097
未払利息	320	191
その他未払費用	429,266	363,237
流動負債合計	37,587,417	14,725,115
負債合計	37,587,417	14,725,115
純資産の部		
元本等		
元本	2,890,402,677	3,110,258,486
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	419,715,899	294,930,565
（分配準備積立金）	742,609,828	870,600,756
元本等合計	2,470,686,778	2,815,327,921
純資産合計	2,470,686,778	2,815,327,921
負債純資産合計	2,508,274,195	2,830,053,036

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
営業収益		
受取配当金	302,360,817	316,735,582
有価証券売買等損益	23,240,723	21,205,780
為替差損益	178,902,012	177,265,558
営業収益合計	504,503,552	160,675,804
営業費用		
支払利息	26,650	50,943
受託者報酬	402,187	426,590
委託者報酬	13,138,180	13,935,097
その他費用	453,220	367,685
営業費用合計	14,020,237	14,780,315
営業利益又は営業損失（ ）	490,483,315	145,895,489
経常利益又は経常損失（ ）	490,483,315	145,895,489
当期純利益又は当期純損失（ ）	490,483,315	145,895,489
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	76,698,702	12,067,531
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,031,556,562	419,715,899
剰余金増加額又は欠損金減少額	225,903,407	95,150,697
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	225,903,407	95,150,697
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,847,357	104,193,321
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,847,357	104,193,321
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	419,715,899	294,930,565

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2019年4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 期首元本額	3,472,681,631円	2,890,402,677円
期中追加設定元本額	182,039,159円	882,044,389円
期中一部解約元本額	764,318,113円	662,188,580円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,890,402,677口	3,110,258,486口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は419,715,899円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は294,930,565円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日		第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は 1,697,505,975円（1万口当たり5,872円）ですが、 分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は 2,138,479,766円（1万口当たり6,875円）です が、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 270,387,158円	A	費用控除後の配当等収益額 274,667,969円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 954,896,147円	C	収益調整金額 1,267,879,010円
D	分配準備積立金額 472,222,670円	D	分配準備積立金額 595,932,787円
E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 1,697,505,975円	E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 2,138,479,766円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数 2,890,402,677口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数 3,110,258,486口
G	1万口当たり分配対象収益額 （E / F × 10,000） 5,872円	G	1万口当たり分配対象収益額 （E / F × 10,000） 6,875円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F × H / 10,000） 0円	I	分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2	4
投資証券	22,027,972	18,608,858
合計	22,027,970	18,608,854

(デリバティブ取引等に関する注記)

第7期計算期間末(2019年 4月 8日)

該当事項はありません。

第8期計算期間末(2019年10月 8日)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間（自 2018年10月10日 至 2019年4月8日）

該当事項はありません。

第8期計算期間（自 2019年4月9日 至 2019年10月8日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8548円 (8,548円)	0.9052円 (9,052円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円 小計	CAマネーブルファンド(適格機関投資 家専用)	9,924	9,973	
			9,924	9,973	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計			9,973	
	投資証券	トルコリラ 小計	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ ボンド(I H12シェアクラス、トルコリ ラ)	490,694.24	147,959,034.18
			490,694.24	147,959,034.18	
銘柄数 組入時価比率			1 96.7%	(2,722,446,228) 100.0%	
投資証券 合計			2,722,446,228 (2,722,446,228)		
合計			2,722,456,201 (2,722,446,228)		

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2019年4月9日から2019年10月8日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,794,714	3,890,916
投資信託受益証券	9,977	9,973
投資証券	75,002,851	85,102,360
流動資産合計	77,807,542	89,003,249
資産合計	77,807,542	89,003,249
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,138	-
未払受託者報酬	13,024	12,333
未払委託者報酬	425,406	403,050
未払利息	7	6
その他未払費用	52,518	44,457
流動負債合計	501,093	459,846
負債合計	501,093	459,846
純資産の部		
元本等		
元本	69,497,569	78,108,519
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,808,880	10,434,884
（分配準備積立金）	9,906,406	9,308,455
元本等合計	77,306,449	88,543,403
純資産合計	77,306,449	88,543,403
負債純資産合計	77,807,542	89,003,249

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
営業収益		
受取配当金	3,342,452	3,156,552
有価証券売買等損益	1,759,621	1,382,824
営業収益合計	1,582,831	1,773,728
営業費用		
支払利息	596	1,684
受託者報酬	13,024	12,333
委託者報酬	425,406	403,050
その他費用	53,211	44,554
営業費用合計	492,237	461,621
営業利益又は営業損失（ ）	1,090,594	1,312,107
経常利益又は経常損失（ ）	1,090,594	1,312,107
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,090,594	1,312,107
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	165,224	403,308
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,410,513	7,808,880
剰余金増加額又は欠損金減少額	677	4,181,731
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	677	4,181,731
剰余金減少額又は欠損金増加額	858,128	2,464,526
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	858,128	2,464,526
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,808,880	10,434,884

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 期首元本額	78,678,199円	69,497,569円
期中追加設定元本額	10,822円	30,535,823円
期中一部解約元本額	9,191,452円	21,924,873円
2. 計算期間末日における受益権の総数	69,497,569口	78,108,519口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日		第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は15,725,770円（1万口当たり2,262円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は20,768,969円（1万口当たり2,658円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	2,681,187円	A 費用控除後の配当等収益額	2,354,606円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	5,819,364円	C 収益調整金額	11,460,514円
D 分配準備積立金額	7,225,219円	D 分配準備積立金額	6,953,849円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	15,725,770円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	20,768,969円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	69,497,569口	F 当ファンドの期末残存受益権口数	78,108,519口
G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	2,262円	G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	2,658円
H 1万口当たり分配金額	0円	H 1万口当たり分配金額	0円
I 分配金額（F × H / 10,000）	0円	I 分配金額（F × H / 10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第8期計算期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2	4
投資証券	1,378,383	1,416,462
合計	1,378,385	1,416,466

(デリバティブ取引等に関する注記)

第7期計算期間末(2019年 4月 8日)

該当事項はありません。

第8期計算期間末(2019年10月 8日)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間（自 2018年10月10日 至 2019年4月8日）

該当事項はありません。

第8期計算期間（自 2019年4月9日 至 2019年10月8日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期計算期間末 (2019年 4月 8日)	第8期計算期間末 (2019年10月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1124円 (11,124円)	1.1336円 (11,336円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,973	
	小計		9,924	9,973	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	0.0%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計				9,973
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I H9シェアクラス、円)	11,190.317	85,102,360	
	小計		11,190.317	85,102,360	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	96.1%	100.0%	
	投資証券 合計				85,102,360
合計				85,112,333	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞」

2019年10月末日現在

資産総額	184,518,808円
負債総額	146,113円
純資産総額（ - ）	184,372,695円
発行済口数	176,416,430口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0451円
（1万口当たり純資産額）	（10,451円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞」

2019年10月末日現在

資産総額	129,312,517円
負債総額	96,914円
純資産総額（ - ）	129,215,603円
発行済口数	115,400,231口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1197円
（1万口当たり純資産額）	（11,197円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞」

2019年10月末日現在

資産総額	24,490,267円
負債総額	18,434円
純資産総額（ - ）	24,471,833円
発行済口数	21,578,172口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1341円
（1万口当たり純資産額）	（11,341円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞」

2019年10月末日現在

資産総額	912,626,900円
負債総額	655,493円
純資産総額（ - ）	911,971,407円
発行済口数	682,892,969口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3355円
（1万口当たり純資産額）	（13,355円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞」

2019年10月末日現在

資産総額	46,414,562円
負債総額	35,204円
純資産総額（ - ）	46,379,358円
発行済口数	33,856,722口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3699円
（1万口当たり純資産額）	（13,699円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞」

2019年10月末日現在

資産総額	23,986,277円
負債総額	1,653,042円
純資産総額（ - ）	22,333,235円
発行済口数	16,864,126口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3243円
（1万口当たり純資産額）	（13,243円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞」

2019年10月末日現在

資産総額	2,916,094,099円
負債総額	15,418,418円
純資産総額（ - ）	2,900,675,681円
発行済口数	3,042,648,075口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9533円
（1万口当たり純資産額）	（9,533円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞」

2019年10月末日現在

資産総額	87,940,273円
負債総額	66,585円
純資産総額（ - ）	87,873,688円
発行済口数	77,229,822口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1378円
（1万口当たり純資産額）	（11,378円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

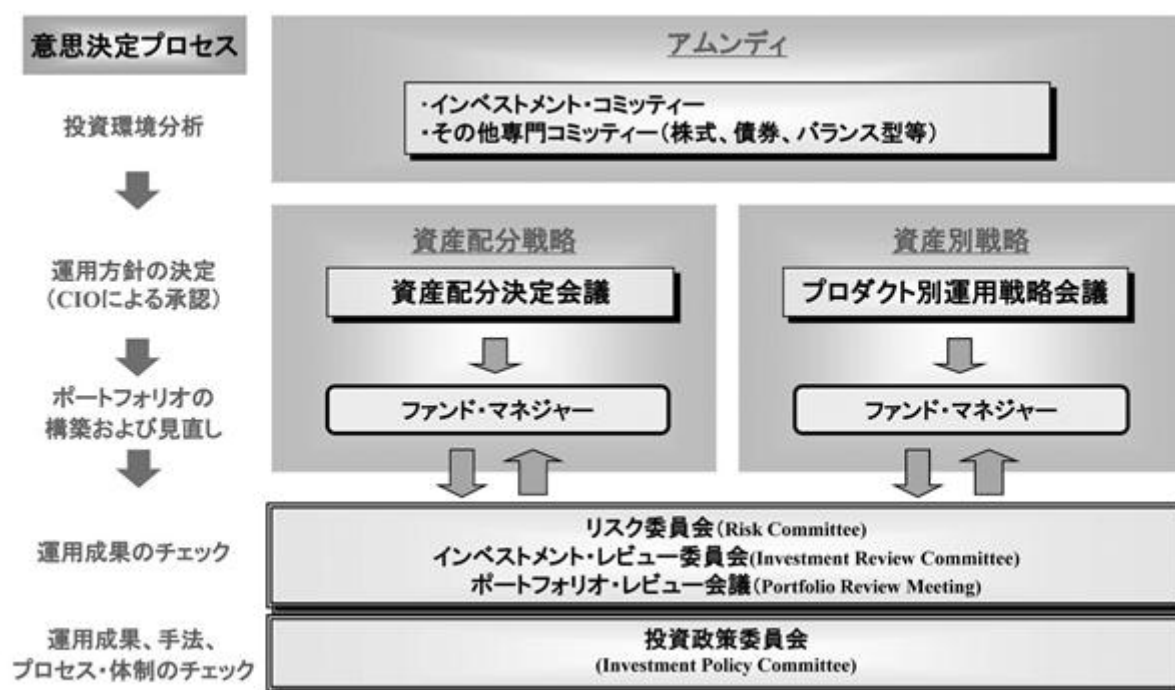
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。

- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的を開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

2019年10月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	10	48,915
追加型株式投資信託	168	1,839,228
合 計	178	1,888,143

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度に係る中間会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)		第 38 期 (平成30年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,010,675		10,638,816
前払費用		67,557		60,736
未収入金		12,500		65,940
未収委託者報酬		2,801,064		3,362,163
未収運用受託報酬	*1	1,505,200	*1	834,156
未収投資助言報酬		4,663		4,292
未収収益	*1	377,628	*1	849,057
繰延税金資産		314,900		326,171
立替金		96,577		79,351
その他		69		874
流動資産合計		14,190,834		16,221,555
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	93,483	*2	83,123
器具備品(純額)	*2	103,175	*2	81,044
有形固定資産合計		196,658		164,167
無形固定資産				
ソフトウェア		38,852		33,524
ソフトウェア仮勘定		4,806		-
商標権		845		835
無形固定資産合計		44,503		34,359
投資その他の資産				
金銭の信託		309,607		303,324
投資有価証券		126,784		119,938
関係会社株式		84,560		84,560
長期未収入金		1,000		-
長期差入保証金		218,142		207,299
ゴルフ会員権		60		60
前払年金費用		8,553		-
貸倒引当金		1,000		-
投資その他の資産合計		747,707		715,182
固定資産合計		988,868		913,708
資産合計		15,179,702		17,135,263

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)	第 38 期 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	991	-
預り金	1,259,125	95,842
未払償還金	686	686
未払手数料	1,363,261	1,699,255
関係会社未払金	243,647	397,289
その他未払金	*1 152,555	*1 586,484
未払費用	412,172	311,469
未払法人税等	163,910	168,056
未払消費税等	103,501	88,126
賞与引当金	672,011	656,427
役員賞与引当金	116,143	152,398
流動負債合計	4,488,002	4,156,033
固定負債		
繰延税金負債	11,885	5,479
退職給付引当金	11,320	55,750
賞与引当金	26,132	39,672
役員賞与引当金	54,701	112,090
資産除去債務	60,483	61,573
固定負債合計	164,521	274,565
負債合計	4,652,523	4,430,598
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	6,592,764	8,779,534
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	4,992,764	7,179,534
利益剰余金合計	6,702,856	8,889,626
株主資本合計	10,521,691	12,708,462
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,488	3,796
評価・換算差額等合計	5,488	3,796
純資産合計	10,527,179	12,704,665
負債純資産合計	15,179,702	17,135,263

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 37 期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第 38 期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,227,981	14,079,514
運用受託報酬	2,140,210	2,026,382
投資助言報酬	8,461	1,327
その他営業収益	773,256	1,777,330
営業収益合計	12,149,908	17,884,553
営業費用		
支払手数料	5,427,725	8,372,463
広告宣伝費	63,731	106,771
調査費	500,592	627,420
委託調査費	343,347	804,809
委託計算費	14,801	20,065
通信費	38,276	41,206
印刷費	68,664	181,299
協会費	21,264	28,774
営業費用合計	6,478,400	10,182,806
一般管理費		
役員報酬	150,777	168,290
給料・手当	1,845,556	2,136,270
賞与	-	1,000
役員賞与	6,596	77,093
交際費	11,133	16,006
旅費交通費	64,237	86,612
租税公課	85,622	114,831
不動産賃借料	141,367	189,354
賞与引当金繰入	512,522	625,996
役員賞与引当金繰入	67,500	81,615
退職給付費用	95,770	219,000
固定資産減価償却費	39,898	53,706
商標権償却	195	310
福利厚生費	226,612	330,201
諸経費	174,049	337,402
一般管理費合計	3,421,834	4,437,686
営業利益	2,249,675	3,264,061
営業外収益		
有価証券利息	191	54
有価証券売却益	5,282	321
受取利息	144	229
為替差益	81,187	-
雑収入	1,290	9,596
営業外収益合計	88,093	10,200
営業外費用		
有価証券売却損	-	99
特別退職金	7,058	-
支払利息	410	75
為替差損	-	35,861
雑損失	4,457	0
営業外費用合計	11,926	36,035
経常利益	2,325,843	3,238,227
税引前当期純利益	2,325,843	3,238,227
法人税、住民税及び事業税	919,528	1,065,036

法人税等調整額	179,042	13,580
法人税等合計	740,485	1,051,456
当期純利益	1,585,357	2,186,770

（３）【株主資本等変動計算書】

第37期（自平成29年4月1日　至平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			5,954,687	5,954,687	5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			4,369,330	4,369,330	4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

第38期（自平成30年1月1日　至平成30年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	9,284	9,284	9,284
当期変動額合計	9,284	9,284	2,177,486
当期末残高	3,796	3,796	12,704,665

注記事項

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
----	---------

器具備品	4年～15年
------	--------

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたものの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
未収収益	152,512 千円	162,554 千円
その他未払金	92,102 千円	502,438 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
建物	89,844 千円	100,561 千円
器具備品	208,275 千円	207,284 千円

（損益計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 300,000千円
- (ロ) 1株当たり配当額 125.00円
- (ハ) 基準日 平成29年 3月31日
- (ニ) 効力発生日 平成29年 6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 5,654,687千円
- (ロ) 1株当たり配当額 2,356.12円
- (ハ) 基準日 平成29年 3月31日
- (ニ) 効力発生日 平成29年12月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	-
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	-
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	-
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	126,784	126,784	-
資産計	13,753,331	13,753,331	-
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	-
負債計	1,363,261	1,363,261	-

第38期(平成30年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,638,816	10,638,816	-
(2) 未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	-
(3) 未収運用受託報酬	834,156	834,156	-
(4) 未収収益	849,057	849,057	-
(5) 金銭の信託	303,324	303,324	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	119,938	119,938	-
資産計	16,107,455	16,107,455	-
(1) 未払手数料	1,699,255	1,699,255	-
負債計	1,699,255	1,699,255	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第37期(平成29年12月31日)	第38期(平成30年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

第38期(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

(有価証券関係)

1.満期保有目的の債券

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

2.子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	64
	小計	10,324	10,260	64
合計		428,481	436,391	7,909

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第38期(平成30年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	7,226
	小計	422,541	415,315	7,226
合計		428,735	423,263	5,472

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	20,397	2,767
退職給付費用	65,050	179,620
退職給付の支払額	-	11,320
制度への拠出額	82,680	115,316
退職給付引当金の期末残高	2,767	55,750

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	746,598
年金資産	678,524	692,897
	8,553	53,700
非積立型制度の退職給付債務	11,320	2,050
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750
退職給付に係る負債	11,320	55,750
退職給付に係る資産	8,553	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 65,050千円 当事業年度 179,620千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	83,244 千円	84,650 千円
未払事業税	30,157 千円	32,910 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	215,384 千円	213,145 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	847 千円	10,046 千円
減価償却資産	4,429 千円	4,237 千円
資産除去債務	17,110 千円	18,854 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	1,676 千円
未払事業所税	2,194 千円	2,417 千円
その他	- 千円	2,834 千円
繰延税金資産小計	353,364 千円	370,769 千円
評価性引当額	38,464 千円	44,597 千円
繰延税金資産合計	314,900 千円	326,171 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	794 千円	1,838 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形	4,659 千円	3,642 千円
固定資産計上額		
その他有価証券評価差額金	2,422 千円	- 千円
その他	4,010 千円	- 千円
繰延税金負債合計	11,885 千円	5,479 千円
繰延税金資産の純額	303,015 千円	320,692 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
期首残高	59,677 千円	60,483 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	806 千円	1,091 千円
期末残高	60,483 千円	61,573 千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）及び第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎 月決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再 委託等	情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	423,995	未収収益	152,512

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）。

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など *2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	4,386.32 円	5,293.61 円
1株当たり当期純利益金額	660.57 円	911.15 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		10,829,733
前払費用		76,323
未収入金		35,910
未収委託者報酬		3,105,705
未収運用受託報酬		464,284
未収投資助言報酬		2,614
未収収益		784,620
立替金		68,588
その他		523
流動資産合計		15,368,300
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		77,758
器具備品(純額)		75,438
有形固定資産合計		153,197
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		34,234
商標権		675
無形固定資産合計		34,909
投資その他の資産		
金銭の信託		301,460
投資有価証券		110,546
関係会社株式		84,560
長期差入保証金		209,794
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		218,499
投資その他の資産合計		924,919
固定資産合計		1,113,025
資産合計		16,481,325

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	143,569
未払償還金	686
未払手数料	1,609,604
関係会社未払金	106,521
その他未払金	218,008
未払費用	378,616
未払法人税等	76,325
未払消費税等	45,901
賞与引当金	341,901
役員賞与引当金	117,063
流動負債合計	3,038,195
固定負債	
退職給付引当金	54,322
賞与引当金	43,096
役員賞与引当金	108,225
資産除去債務	62,127
固定負債合計	267,771
負債合計	3,305,966
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	7,648,162
利益剰余金合計	9,358,254
株主資本合計	13,177,089
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,730
評価・換算差額等合計	1,730
純資産合計	13,175,359
負債純資産合計	16,481,325

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自平成31年 1月 1日
		至令和元年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		6,291,082
運用受託報酬		804,703
投資助言報酬		1,818
その他営業収益		802,134
営業収益合計		7,899,737
営業費用		4,583,258
一般管理費	*1	2,621,400
営業利益		695,078
営業外収益	*2	63,488
営業外費用	*3	45,702
経常利益		712,864
税引前中間純利益		712,864
法人税、住民税及び事業税		142,955
法人税等調整額		101,282
法人税等合計		244,237
中間純利益		468,628

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当中間期変動額					
中間純利益			468,628	468,628	468,628
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			468,628	468,628	468,628
当中間期末残高	110,093	1,600,000	7,648,162	9,358,254	13,177,089

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,796	3,796	12,704,665
当中間期変動額			
中間純利益			468,628
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,066	2,066	2,066
当中間期変動額合計	2,066	2,066	470,694
当中間期末残高	1,730	1,730	13,175,359

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
器具備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	324,768千円
無形固定資産	86,035千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	19,730千円
無形固定資産	8,115千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

賞与引当金戻入額	57,456千円
----------	----------

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損	45,452千円
------	----------

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（２）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	10,829,733	10,829,733	-
(2) 未収委託者報酬	3,105,705	3,105,705	-
(3) 未収運用受託報酬	464,284	464,284	-
(4) 未収収益	784,620	784,620	-
(5) 金銭の信託	301,460	301,460	-
(6) 投資有価証券 其他有価証券	110,546	110,546	-
資産計	15,596,348	15,596,348	-
(1) 未払手数料	1,609,604	1,609,604	-
負債計	1,609,604	1,609,604	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	84,560

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	105,152	109,253	4,101
	小計	105,152	109,253	4,101
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	309,348	302,753	6,595
	小計	309,348	302,753	6,595
合計		414,500	412,006	2,494

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	61,573千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	553千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	62,127千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
6,728,282	631,559	539,895	7,899,737

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&ス イッチファンド	1,065,329	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこ れらの附帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1株当たり純資産額	5,489円73銭
1株当たり中間純利益	195円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	468,628千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	468,628千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
西日本シティIT証券株式会社	3,000百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2019年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、各ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書、有価証券届出書	2019年7月5日

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成31年 3 月 4 日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	久 保 直 毅
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年11月13日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞の2019年4月9日から2019年10月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞の2019年10月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年11月13日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞の2019年4月9日から2019年10月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞の2019年10月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年11月13日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞の2019年4月9日から2019年10月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞の2019年10月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年11月13日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞の2019年4月9日から2019年10月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞の2019年10月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年11月13日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞の2019年4月9日から2019年10月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞の2019年10月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年11月13日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞の2019年4月9日から2019年10月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞の2019年10月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年11月13日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞の2019年4月9日から2019年10月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞の2019年10月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年11月13日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞の2019年4月9日から2019年10月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞の2019年10月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年 8 月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。